

平成 19 年度林野庁補助事業
違法伐採総合対策推進事業

平成 19 年度違法伐採総合対策推進事業
総 括 報 告 書

平成 20 年 3 月

社団法人全国木材組合連合会

はじめに

この報告書は平成19年度違法伐採総合対策推進事業の全事業の成果概要を明らかにするものである。

本事業は、世界的な違法伐採問題に対処するため、平成18年度から政府が、合法性などが証明された木材・木材製品を優先的に購入することとなったため、「国内の木材関連業界において、合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の円滑な供給を可能とする体制を整備することが喫緊の課題となっており、①我が国においては新たな取組であること、②違法伐採対策を推進するにあたり実効性、透明性を備えた合法性・持続可能性証明の仕組みの確立が必要であること、③環境NGO等からも実効性、透明性を備えた仕組みの確立を求める要求が多いことから、木材関連業界団体による自主的取組の体制整備を支援する必要がある」との背景で、18年度から林野庁の補助事業として実施しているものである。

以上のとおり、本事業は、国際的な地球環境問題という大きな背景の下に、政府や国民の期待と関心に応えて、木材業界があげて取り組まなければならぬという性格をもっていたものである。平成19年度の事業は、平成18年度の成果の上に立って合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の円滑な供給が可能となるよう、制度の信頼性の確保、合法木材製品の利用促進など新たな課題に取り組むものであり、着実な成果を上げたと考えている。

今後、木材業界の取組による合法性等が証明された木材が、多くの方に支持され、円滑に利用・調達されることが、この取組を進めていく上できわめて重要であり、本報告書が今後の違法伐採問題に関する業界と消費者・調達者の連携した取組の一助となることを期待している。

平成20年3月

社団法人全国木材組合連合会
会長 庄司 橙太郎

目 次

はじめに

第1章 概要	1
1. 違法伐採総合対策推進事業の進め方について.....	1
2. 平成19年度に実施した取組について	1
3. 取組の成果について.....	1
第2章 協議会の開催	3
1. 違法伐採総合対策推進協議会、同証明方法検討部会、 ワーキンググループ（WG）の位置づけ	3
2. 違法伐採総合対策推進議会、同証明方法検討部会、 ワーキンググループの概要.....	3
(1) 違法伐採総合対策推進協議会	3
(2) 違法伐採総合対策推進協議会 証明方法検討部会	9
(3) 合法性・持続可能性証明木材供給事例調査 システム検証事業WG	12
(4) 合法性・持続可能性証明システム普及事業WG	19
第3章 合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業	26
1. 事業の目的.....	26
2. 国内の諸制度に関する調査.....	26
3. ロシア東シベリア地域イルクーツク州における 違法伐採対策調査.....	28
4. インドネシア・マレーシアにおける合法性証明の実態調査.....	31
5. 中国における合法性証明制度の実態調査.....	35
第4章 合法性・持続可能性証明システム検証事業	38
1. 事業の目的.....	38
2. 事業の内容.....	38
3. 事業実施結果の概要.....	38
(1) アンケート調査	38
(2) 追跡調査	39
(3) 事業体調査	40

(4) 海外の検証調査	4 2
第5章 合法性・持続可能性証明システム普及・啓発事業	4 3
1. 合法木材供給体制の概要.....	4 3
2. 国内の供給者への普及啓発.....	4 4
3. 需要・調達者側への普及啓発.....	4 6
4. 国際セミナーの開催.....	5 0
資料編.....	5 7
平成19年度違法伐採総合対策推進事業関係報告書一覧	7 3

第1章 概要

1. 違法伐採総合対策推進事業の進め方について

社団法人全国木材組合連合会は平成18年度から林野庁補助事業である「違法伐採総合対策推進事業」の実施主体として、違法伐採問題に取り組み、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品の円滑な供給が可能になるよう体制の整備を図っている。

本事業は平成18年度から3か年間の事業であり、「関係者から構成される協議会を設置して、企業等による既存の取組事例の調査、各業界団体による自主的取組の実地検証を実施し、業界団体等への情報提供、指導・助言を行うとともに、供給側・需要側双方への普及・啓発活動を実施することにより、違法伐採対策の推進を図ること」とし、①協議会の設置、②合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業、③合法性・持続可能性証明システム検証事業、④合法性・持続可能性証明システム普及・啓発事業を実施するものである。

2. 平成19年度に実施した取組について

第1年目の平成18年度の取組により業界団体認定による供給システムの体制の整備が一定程度進んだことから、2年目となる平成19年度は、需要側に対する普及啓発を行い合法木材製品の調達を促すとともに、供給側に対しては合法木材製品の信頼性が確保されるよう体制の更なる整備を図ることとした。

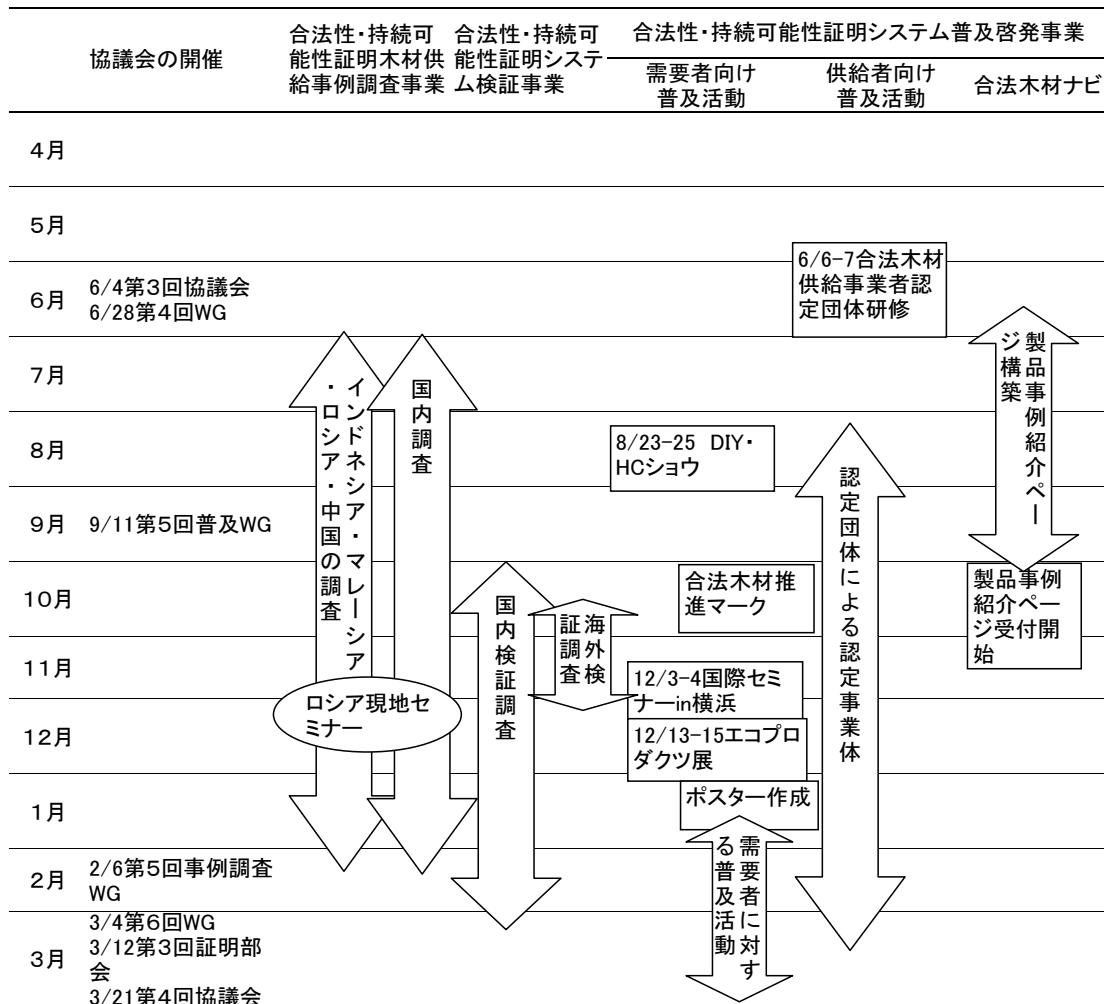
また、平成20年7月の北海道洞爺湖サミットでは違法伐採問題が取り上げられる見通しにあることから、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明に係る各国の取組状況を調査し、証明方法（ガイドライン）のあり方について検討を深めることとした。

平成19年度における違法伐採総合対策推進事業の全般的な取組み等は、表1-1のとおりである。

3. 取組の成果について

違法伐採総合対策推進協議会及び証明方法検討部会等の開催、合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業の結果、合法性・持続可能性証明システム検証調査の結果、合法性・持続可能性証明システム普及・啓発事業の成果等については、それぞれ以下の第2章～第5章において説明する。

表 1・1 平成 19 年度違法伐採総合対策推進事業の取組み



第2章 協議会の開催

1. 違法伐採総合対策推進協議会、同証明方法検討部会、ワーキンググループ（WG）の位置づけ

本事業を効果的に推進し、合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の円滑な供給を可能とするため、業界団体による自主的取組のあり方等について情報交換・意見交換等を行い、各業界団体による自主的取組の実効性を高めることを目的として、社団法人全国木材組合連合会に設置された木材関係業界団体、学識経験者、環境NGO等からなる違法伐採総合対策推進協議会が設置されている。

協議会の下に合法性・持続可能性の証明方法のあり方（ガイドライン）について検討する証明方法検討部会が設置されている。

また、合法性・持続可能性証明木材供給事例調査及び合法性・持続可能性証明システム検証事業に関するワーキンググループ（WG）と合法性・持続可能性証明システム普及事業に関するワーキンググループ（WG）が設置されている。

2. 違法伐採総合対策推進協議会、同証明方法検討部会、ワーキンググループの概要

（1）違法伐採総合対策推進協議会

■ 委員

浅野 宏	住宅生産団体連合会（専務理事）
荒谷 明日兒	新潟大学農学部（教授）
石島 操	全国森林組合連合会（代表理事専務）
大熊 幹 章	東京大学（名誉教授）：座長
岡崎 時 春	FoE Japan（副代表理事）
上河 潔	日本製紙連合会（常務理事）
神田 敏子	全国消費者団体連絡会（事務局長）
木本 健二	日本建設業団体連合会（常務理事）
大橋 泰啓	日本木材輸入協会（専務理事）
	(第3回まで倉光 二朗（前南洋材・合板部会長）)
後藤 隆一	全国木材組合連合会（副会長）

小 浜 崇 宏 热帯林行動ネットワーク（事務局長代行）
永 田 信 信 東京大学大学院農学生命科学研究科（教授）
橋 本 久 幸 全国家具工業連合会（専務理事）

■ オブザーバー

[団体]

FoE Japan、グリーンピース・ジャパン、住宅生産団体連合会、全国中小建築工事業団体連合会、全国森林組合連合会、全国素材生産業協同組合連合会、全国天然木化粧合板工業協同組合連合会、全日本木材市場連盟、WWFジャパン、地球・人間環境フォーラム、日本建設業団体連合会、日本合板工業組合連合会、日本集成材工業協同組合、日本製紙連合会、日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会、日本木造住宅産業協会、日本林業協会、日本林業経営者協会、日本林業同友会、熱帯林行動ネットワーク

[関係省庁]

林野庁、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、環境省

■ 会議の概要

第3回違法伐採総合対策推進協議会

1. 日時：2007（平成19）年6月4日（月）13:00～15:30
2. 場所：霞山会館 「うめさくら」
3. 議事概要：
 - (1) 平成18年度の違法伐採総合対策事業の概要、評価と課題について
事務局から、資料にもとづき、昨年度の事業の結果概要の説明があった。
 - (2) 平成19年度の違法伐採総合対策推進事業の進め方について
事務局から、資料にもとづき、基本的な考え方、証明木材供給事例調査事業、証明システム検証事業、システム普及事業についての説明があった。

<主な意見と質疑>

- 合法性証明の団体認定の仕組みは、日本独自のものでこのシステムが健全に発展していくよう、林野庁にもご指導をお願いしたい。また、合法性証明のシステムを浸透させていくときは、段階的なアプローチで進めるべきである。
合法性の証明には、コストがかかる。このコストアップを抑えないと合法性が証明されていない木材の方が安くなり、合法性証明木材が普及

しなくなる可能性もある。また、違法伐採のことがあまりに強調されると木材はリスクのある資材と思われて、木材離れが起きる懸念がある。

- 18年度の国内調査、海外調査では調べようとしていたことがわかつたのか。海外の調査事例は、国内企業へ普及するとあるが、海外の企業に普及することはしないのか。

(事務局) 今では欧米の企業の社会的責任の一つとなっている調達政策を日本の企業にも参考にしてもらうよう、海外の先進事例を紹介するということで国内企業への普及とした。

- 現場からの要望は、合法性の証明された木材の調達の推進を県木連では県内の市町村に対してお願いしているので、全木連は林野庁に働きかけて欲しい、ということであった。木材を調達する際は、合法木材の利用を積極的に進めるよう、中央省庁に強く働きかけていただくよう林野庁にお願いしたい。
- 森林の違法伐採が生物の多様性を損なうという意味でも、今年のこの事業の活動の中に生物多様性をキーワードにして取り込んでみてはどうか。
- 普及の対象として、一般の消費者よりも企業の調達者を考えているということか。

(事務局) 対象者は広く考えており、一般の消費者を対象からはずしているわけではないが、大口の需要者が重要との認識も持っており、その意味で今年は協議会の委員に建設・住宅関係業界からの委員を追加した。

- 木材は複雑な流通経路があり、その途中で合法証明のリンクが切れている。供給側と調達側の間をつなぐ段階の関係者の認識を深めてほしい。
- 昨年度の証明システム検証事業の報告書の中の、追跡調査の結果を見ると、合法性の証明書の発行についておかしなところが見られる。今年度の証明システム検証事業の実施に当たっては、トレーサビリティの調査では、WG等でチェック方法を十分検討してから実施してほしい。政府は本気で調達しようという氣があるのかという声も聞く。制度が形骸化することを懸念している。

(座長) 今まで出た意見を踏まえた上で、今年度の事業の進め方については委員のご了承を得られたものとして進めていきたい。

(3) 証明方法のあり方（ガイドライン）の検討方向について
事務局より、資料にもとづき林野庁のガイドラインについての昨年度の検討の経緯、今年度の検討方向についての説明があった。

<主な意見と質疑>

- 調査事業の結果を踏まえて議論していくことになるが、今年度の調査もガイドラインをどうするかという意識を持って調査をしてほしい。
- 合法性証明木材の調達が困難だという話があったが、ガイドラインによると最終の納入業者は、必ずしも認定事業体でなくても良いことになっている。最終の調達者としては納入業者が認定団体でないと困る。実態を調査の上、運用方法を検討してほしい。
- 調査事業の結果を踏まえて検討するということなので、調査結果の発表をきちんとしてほしい。
- ロシア・ハバロフスク州政府や中国政府と政府間で協調してほしい。特に中国は国内のトレーサビリティは民間では困難である。

(4) 合法木材等供給体制に関する研修の実施要領について

事務局より、資料にもとづき合法木材供給事業者認定団体研修と合法木材供給事業者研修の実施についての説明があった。

(5) その他

環境省から、「今年度の環境省事業で合法性の証明された木材の普及・啓発に関する事業を実施する予定。グリーン購入法の普及度合いの調査と、その結果をもとにした普及方策の検討を考えている。」との報告があった。

第4回違法伐採総合対策推進協議会

1. 日時：2008（平成20）年3月21日（金）13:30～15:45
2. 場所：虎ノ門パストラル 「けやき」
3. 議事概要：

(1) 平成19年度の違法伐採総合対策推進事業の実行結果等について

事務局より、資料とパワーポイントの発表資料にもとづき今年度の事業の実施結果概要（事例調査事業、検証調査事業、普及・啓発事業）と合法木材事業者認定団体および認定事業者数、合法木材・木製品の取り扱い実績及び環境省から発表された平成18年度の政府調達実績の説明があった。

<主な意見と質疑>

- 合法木材供給のシステムが整ったということと実際にモノが動くということは違うということがわかった。国産材ならすぐにでも100%合法木材として流通するかと思ったが、供給実績の割合はまだ少ない。需要

側、供給側双方に誤解があるなど、理解が浸透していないところもあるようだ。

(事務局) 供給実績の調査に当たっては、認定団体からデータを集め集計したが、実績を報告する方にも誤解等があり、その点を厳しく調べて不明確なところは除いて積み上げたデータなので合法木材の割合が少なくなつたということもある。

- 数字だけを見ると、まだまだという感じもするが数字に現れてこない効果があることも確かである。今まででは、口頭だけですんでいた出所の確認も、証明書が必要ということになると意識も高まり、特に外材に対しては今までほとんど意識もしてこなかった原産地の確認について注意を向けるようになったのは重要なことである。
- この2年間でどのような効果があったのか、その実績と調査検証事業等の結果を見て、3年目の進め方を検討してもらいたい。現状では、合法性証明の信頼性という点で大きな疑問があると考える。調達に際しては、国が購入するものはすべて合法木材として義務付けるぐらいのことをやってでもこの問題に取り組んでほしい。また、供給事業者もニーズがないから出荷しないということではなく、自ら申請して認定事業者になったのだから、強い意思を持って供給に取り組んでほしい。
- 実行に移すための課題がまだまだ多くある。本気で取組むための具体的な方法が必要である。

(財務省) 外国で違法に伐採されたものを税関でどのようにチェックしていくのか検討しているが、現物を見ただけではそれが違法かどうかは分らない。どういうスキームで合法・違法の判断をしていくのかを決めることが必要である。ラミンについては、ワシントン条約で取引が規制されるようになって対策がとられている。その他のものについても、2国間・多国間でスキームが合意できれば、我々としてもそれに従うべく努力したい。

- 例えば、まずはインドネシアと2国間の協定を結んで、輸出国の新しい制度で出てきたものだけを認めるという対策を立てて進めて欲しい。省庁横断的に対策を立てて進めて欲しい。

(外務省) 対策をとるにしても、WTOや第三国を経由した迂回貿易の問題、また技術的な問題もあり効果的な解決策の処方箋を見出せていない。現在は他国の取り組みを注視しているところであるが、課題であることは認識しており、もう少し時間をかけて検討していきたい。

- 他国との協力ということになると難しいことが生じてくるが、我々の

自国内でできる対策について考えると、国内で流通するものにすべて合法証明書を付けるよう努力することであればできる。一般の人にとっては目の前に証明書の付いている木材がないと選ぼうにも選べない。そういう状況を作っていくための体制作りが必要である。他国との枠組み作りは難しくても、国内のマーケットが整備できれば輸出国もそれに合わせて日本に輸出してくることになり、普及は加速度的に進むのではないか。

- 木材業界も国産材にはすべて合法証明書をつけて出すようにしようとやってきた。これは、義務ではないので合法木材の価値を認識して購入する人がいなければなかなか市場に出る量も増えていかない。普及を早めるには、合法木材の調達にインセンティブを与えるような施策が必要となる。

(2) 今後の事業の進め方について

事務局より資料にもとづき説明があった。G8サミットが6月に日本で開催されることになっており、それにあわせて「G8サミットGoho-woodセミナー」が東京で開催されることが予定されている、との説明があった。

<主な意見、質疑>

- 合法木材のマーケットを作っていくことが重要である。事業者のメリットがないと供給が進まないが、需要者にとってもメリットがあることが必要である。
- 地方では、地元の県産材を使って家を建てるとき税制上の優遇措置があつたり補助が出たりする制度がある。合法木材についてもこのような施策が可能か、幅広く公平に利益が得られる措置かを見極めなくてはならない。
- 業者が合法木材を使ってくださいと顧客に言うと、それなら今まで違法材だったのかという風に受け取られかねない。難しいところである。国や業界団体がどのように絡んで実需に結びつく活動をすることができるか考えるべき。
- 建設業の立場から言うと、木材の使用は建築用型枠が量的に一番多い。型枠は商社経由で購入しており、合法性の証明書だけでなくマークがついていればモノを見ただけで確認することができる。
- 製材のJAS品が普及しないのは、「義務」でないから。合法木材についても義務化すれば一気に進むと考えられる。3年目の活動は、その方向に持っていくことも含めた検討をしても良いのでは。

○ 本来は、違法材を締め出して合法木材だけを流通させるようにするのが筋だが、このシステムは合法性の証明が必要であるということであり、良いことをしている事業者がコストをかけて普及させていくという本来あり得ないやり方である。どうしても合法性の証明が必要であるというのであれば、できる限りコストをかけずに簡単にできる仕組みにすべき。

- (3) 第3回違法伐採総合対策推進協議会証明方法検討部会の議事概要（報告）
事務局より、資料にもとづき、3月12日に開催された証明方法検討部会での議論について概要の説明があった。また、環境省より、フェアウッド・キャンペーンと共同で「木材調達におけるグリーン化普及啓発キャンペーク」を実施する予定であることの補足説明があった。

(2) 違法伐採総合対策推進協議会 証明方法検討部会

■ 委員

石 島 操	全国森林組合連合会（代表理事専務）
石 原 成 樹	日本林業同友会（事務局長）
	（第2回まで専務理事杉原昌樹（専務理事））
大 橋 泰 啓	日本木材輸入協会（専務理事）
柿 澤 宏 昭	北海道大学大学院農学研究院（教授）
上 河 潔	日本製紙連合会（常務理事）
川喜多 進	日本合板工業組合連合会（専務理事）
絹 川 明	日本林業経営者協会（専務理事）
黒 木 亮	日本集成材工業協同組合（専務理事）
後 藤 武 夫	全日本木材市場連盟（専務理事）
後 藤 隆 一	全国木材組合連合会（副会長）
小 浜 崇 宏	熱帯林行動ネットワーク（事務局長代行）
坂 本 有 希	地球・人間環境フォーラム（フェアウッド・キャンペーン担当）
佐々木 巖	全国素材生産業協同組合連合会（専務理事）
藤 間 剛	森林総合研究所（国際研究推進室長）
中 川 清 郎	日本林業協会（専務理事）
中 澤 健 一	FoE Japan（森林担当）
永 田 信	東京大学大学院農学生命科学研究科（教授）：座長

橋 本 務 太 WWFジャパン（森林担当）

■ オブザーバー

[関係省庁]

林野庁、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、環境省

■ 会議の概要

第3回違法伐採総合対策推進協議会証明方法検討部会

1. 日時：2008（平成20）年3月12日（水）13:30～16:15

2. 場所：エスタ虎ノ門 RoomA

3. 議事概要：

（1）平成19年度違法伐採総合対策推進事業の実行結果等について

事務局より、資料に基づき今までの経緯および平成19年度事業の結果についての説明があった。

（2）証明方法の検討のあり方について

事務局より、資料に基づき証明方法について現時点での指摘のあった点や、また考えられる問題点についての説明があった。また、委員より事前に提出のあった資料にもとづき、現在の証明方法の問題点、合法性証明書に関する提案（輸入材について、どの国どの証明方法によって合法性が証明されているのかが重要で、それがわかるようにしてほしい）についての説明があった。

＜主な意見、質疑＞

- 前回の証明方法検討部会のときに発表したNGOからの要望、①合法性の定義を確定する、②持続可能性等について日本としての考え方をしっかりと決めてそれを世界に示す、③合法性証明についてはCoCの信頼性が揺らいでいる、これを解決するため証明書に不足している情報を記載する、④認定団体のやる気に差異が見られるようであり、チェック体制の整備をガイドラインに盛り込む、⑤調達側がすべきこともガイドラインに盛り込む、という5点を早急に検討して、できるところから実行してもらいたい。
- 事業者が証明書を出す制度には、管理・チェックする機能が必要ではないか。
- 伐採時点で伐採届を出して合法的に伐採していても、証明書を要求されないから出さないでいるところが多いのが現実。

- 輸入業者は、1ロットあたりの量が大きい。輸入した時点で各社は出入庫台帳でしっかりと管理しているので、合法性の証明書を求められても対応できる。ただ、国内に入って多くの小口に分けて販売するので、証明書を求められた調達先にしか証明書を付けていないのが現状。最初から納品書に合法であると印刷しておけば簡単だが、全てが合法木材として輸入しているわけではないのでそれもできない。シッパーから証明書をもらっても輸入業者はそれがはつきりしたものであると確認できないうちは自ら証明書が出せないので、個別に確認し少しづつ進めていくしかない。この制度を誤解している業者がいるとするとPR、研修は今後も続けていく必要がある。
- 認定事業者研修では、「使う側から合法証明の要求が出てこない」という事業者の声が多く、需要側の認識がまだ浸透していないと感じた。合板はロシア材を使う割合が多いので、ロシア材の合法性証明制度を政府ベースで作ってもらいたいという事業者からの要望もあった。今は普及に力を入れて浸透を図る段階ではないか。
- 普及するのも重要だが、普及に当たって合法木材の信頼性を確保することも車の両輪のように必要である。改善できるところから少しでも改善していくことが必要と考える。
- 世界共通の合法性の定義なり認証システムが必要。
- 今の活動を進めた上で、新たな検証システム、第三者機関の設置等を検討しないと、事業者が混乱するのでは。
- 検証調査で明らかになった問題を生かせるような普及方法の工夫が必要。英国のCPETのような、供給サイドからの質問・相談に対応できるような機関・窓口を作ることもひとつ的方法。
- 証明書のついた商品を準備しても売れないと手間ばかりがかかってしまうので、まずは流通量を増やすことに最大限努力すべき。世界の森林保全といった最終的な目的まで含めた理解の促進、普及を進めてほしい。
- 供給側・需要側への普及、検証システムの構築以外にも民間に広めていくための活動をしないと、事業者がメリットを感じることができず量的な広がりが出てこない。普及、検証に続く3つ目の活動として合法木材を使ってもらうための補助等の奨励策をとらないと民間への波及は望めない。
- 奨励策としては、地域材・認証材使用への補助といったものが考えられる。需要がないからといって国産材の証明木材の供給が進まないと、輸入材の合法性証明システムが構築され証明木材の求めに応じられる体

制ができたときに、国産材が太刀打ち出来なくなってしまうことにもなりかねない。

- 政府調達に関しては、流通量から見た割合は少なくとも調達のコアとなるべくやっていく必要がある。グリーン購入法にのっとり、合法証明木材を100%求めるよう調達側に声を上げてもらうよう推進してほしい。
- (座長まとめ) 今までの議論をまとめると次のとおりである。

①合法性・持続可能性の定義を決める。これは時間がかかるが話し合いを続けていく必要がある、②供給側については、合法木材の信頼性を向上させるため事業者、認定団体両方の認識の浸透をはかる、③需要側については普及活動を推進し、合法木材調達への認識を深めてもらい調達時に合法木材を指定してもらうことが必要である。④さらには前記の②と③を進めていく上で、合法木材証明方法について制度上の問題点を検討し、また運用面での工夫ができるなどを検討する必要がある。

- (林野庁から) 事例調査・検証調査の結果をどのように活かされたのかを見ながら今後の活動を進めてほしい。現在のシステムの運用がどのようになされているのかよく分析した上で、チェック機能の強化等次のステップに進むべく検討する必要がある。情報がきちんと伝わるというのが、仕組みがうまく流れるための条件。事例調査・検証調査から得られた情報を他の企業に伝えていく必要がある。まだ全体に浸透されていないが、ここで止めたらやり直しはきかない。チェック体制や審査機関の必要性について多くの委員からの意見をいただいたが、相談窓口のようなものを作ることに関しては検討していきたい。

(3) 合法性・持続可能性証明木材供給事例調査・システム検証事業WG

■ 委員

荒 谷 明日兒	新潟大学農学部（教授）：座長
大 橋 泰 啓	日本木材輸入協会（専務理事）
柿 澤 宏 昭	北海道大学大学院農学研究院（教授）
桑 山 公 一	全国森林組合連合会（林政・組織部長）
小 浜 崇 宏	熱帯林行動ネットワーク（事務局長代行）
藤 間 剛	森林総合研究所（国際研究推進室長）
橋 本 務 太	WWFジャパン（森林担当）
渡 辺 光 一	日本製紙連合会（林材部長）

■ 会議の概要

第4回合法性・持続可能性証明木材供給事例調査・システム検証事業WG

1. 日時：2007（平成19）年6月28日（木）13:00～15:00
2. 場所：永田町ビル4階会議室
3. 議事概要：
 - (1) 平成18年度違法伐採総合対策推進事業及び第3回違法伐採総合対策推進協議会の結果について
事務局から、資料もとづき平成18年度の事業実施結果と平成19年度事業の進め方についての説明があった。

<主な意見と質疑>

- 昨年の事例調査では、多くの報告書が作成された。また、アンケート調査でも検討すべき調査結果が出ている。
- 沢山の報告書をもらったが、これらの結果をいかに広くPRしていくかが重要。
- 今回、12カ国森林関連法制度調査をするにあたり現地の研究者等に協力してもらって調査をしたが、違法伐採の調査というとなかなか引き受けてもらえない。英語版でも公開されるとなると、誰が執筆したかがわかり執筆者に危害が及ぶ危険もある。非常にセンシティブな問題を含むので、公開に当たっては慎重にしてもらいたい。
- 証明システム検証事業の昨年度の追跡調査の結果をどう読むか。証明システムが正しく運用されていない事例も個々には出てきているので、この結果を活かして本年度の事業を組み立ててほしい。

(2) 平成19年度合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業の進め方について

事務局より、資料もとづき、平成19年度事業の実施要領案についての説明があった。

<主な意見と質疑>

- マレーシアの招待者は、今年の2月の国際セミナーで、ちゃんと実行していると明言していたわけだから、実際に現地でそれを確認てくるというのも意味がある。
- カナダは認証材で入ってくる割合が多い。一方、欧洲材はCoCを取得しているところは多いが、認証材は米加材ほど多くはない。米加材や欧洲材の非認証材の合法性証明をどうするかが問題である。

○ 先日、東京埠頭の倉庫を見に行ったが、欧州材で認証材のラベルがついているものは少なかった。

(事務局) 欧米の輸出国についてはこちらから出向いて現地調査をするというよりは、相手国から情報提供をしてもらいそれを開示して行くという方向で行きたい。

○ 先進国の需要側の調査は、英国などの事例調査が既にいくつか行われている。今回は、途上国から木材を輸入している我国の企業の参考にするため、途上国での先進事例の調査をすべき。

(3) 平成19年度合法性・持続可能性証明システム検証調査事業の進め方にについて

事務局より、資料にもとづき平成19年度事業の実施要領案についての説明があった。

<主な意見と質疑>

○ 海外の検証調査は、やらないこともあるのか。合法性の証明で疑わしいところがあれば、どこでも行って現地で検証調査をしたほうがよい。

(事務局) 必要だと判断された場合に現地での検証調査を行うこととしたい。

なお、検証という言葉を使うと、疑いを持って調べるという意味にとられるので、言葉を選んで行う必要がある。

(4) その他

○ 来年7月にサミットがあるが、その時期はまだ年度が始まったばかりでさらに毎年5月は業界団体の総会シーズンでもあり、準備に当たる担当者も動きが取りにくい状況になる思われる。サミットに合わせて事業を実施するとなると時間的に大変厳しくなることも懸念している。その点については、林野庁にもご理解、ご配慮をお願いしたい。

第5回合法性・持続可能性証明木材供給事例調査・システム検証事業WG

1. 日時：2008（平成20）年2月6日（水）10:00～14:15

2. 場所：永田町ビル4F 会議室

3. 議事概要（事例調査中間報告）：

(1) マレーシア・インドネシア調査

（財）地球・人間環境フォーラムの調査担当者から、マレーシア・インドネシア調査についての中間報告があった。

<主な意見、質疑>

- マレーシアでは、インドネシアから違法伐採材が入ってきてているといつていているが、現状はどうか。また、マレーシアの合法証明書の確からしさを確認してほしい。

(説明) インドネシアNGOの話では、量は少しではあるが国境線上でトラックに積み替えるなどして違法伐採材が入っているとの情報はあった。

- MTCCでも地域住民と企業の土地紛争が指摘されているが、土地の問題は法律自体に問題があるということか。

(説明) 土地の問題に関していえば、政府が言っている合法性と、地元住民が言っている合法性の間に乖離がある。(土地の境界の決め方など)

- 販売価格がFSCを取得した後で上昇しているグラフがあるが、景気など他の要素が入っていることも考えられるので、非認証材の価格の変動も入れて比較できるようにしたほうがよい。

- MTCCの基準が厳しくなったと聞いているが、以前と比べてどこがどのように変わったのか、その結果信頼性がどのように向上したのかに触れてほしい。インドネシアの合法性基準の浸透については、時間がかかると思われる所以調査期間が終了した後も継続的にモニターを続けてほしい。

(2) ロシア（シベリア地域）調査

FoE Japanの調査担当者から、ロシア調査についての中間報告があった。

<主な意見、質疑>

- 森林法典が変わったことで違法伐採が減るのかどうか。また、中国企業がロシアに進出しているが、その影響はどうか。

(説明) 新しい森林法典では主目的が木材産業の振興ということに重点を置いているので、直接違法伐採を減らす効果はない。ただ、企業の責任を大幅に強めているので、その意味では自らの責任を重視している大企業等では違法伐採を減らす効果があるかもしれない。中国企業の影響については、今のところ詳細は不明である。

- 現在は新森林法典への移行期であり、伐採の手続きも変わる中で違法伐採に対してどのような点に注意すればよいかにも触れてほしい。

- 中国では原木の税金が上昇するのが要因で、製材工場をロシア国内に建設している。中国がロシア国内の業者に伐採権を買わせて伐採し、それを加工して製材品にした後、中国に入れているようだ。

- ロシアは丸太輸出に係る税率を急激に引き上げるという動きがあるが、

今回の報告書にはこのことが既成事実であるかのような表現は慎んでほしい。連邦政府、州政府は違法伐採対策の必要性を認識しているのか。また、現地にある日露合弁企業の考え方を知りたい。

(説明) 連邦政府でも違法伐採対策の必要性は認めており、衛星によるモニタリングを実施して違法伐採業者を摘発している。今回調査した東シベリア地域は、昨年調査の極東の沿海地方とは異なり、中国の業者がまだ地元に根付いておらず、州政府や地元企業は秩序を守って今後も安定的に長期に亘って取引をしてくれる日本の企業に期待していることが分かった。この地域の特徴として、違法行為を防ぐために行政機関が横断的に協力して対策を実施していることが挙げられる。木材取引所のシステムが確立すれば合法証明もできると期待できるが、それには需要者側、輸入国側の圧力も必要。

(3) 国内調査

(中) 全国木材検査・研究協会の調査担当者から、国内調査についての中間報告があった。

<主な意見、質疑>

- 伐採後に伐採届けを出すという例があると聞いているが、実際にはどうか。

(説明) 伐採時点で届けが出されていなくても、適合通知書を求めている場合が多い。

- 課題IVで県に対する調査をしているが、報告書には独自の調達方針、木材関連品目の調達をしている県、また、独自の調達方針を出した企業の具体例を挙げて記述してほしい。
- 企業の意識はまだ低い。紙の調達では環境に配慮する調達が進んでいくが、社内規定で決められていることが多く、社外には出にくい。

(4) 中国調査

木材利用推進中央協議会の調査担当者から、中国についての中間報告があった。

<主な意見、質疑>

- 中国から米国に輸出される木材が多いとのことだが、米国ではレーシー法の改正が議論されており、中国もこの動きには関心があるのではないか。輸入国の違法伐採への姿勢が強まったことの影響もあり、中国独自の森林認証を作ることになったのではないか。ロシアから中国に入って

くる木材のデータをもらっていても、それを求める需要者がいないと納入する中国側は出さない。

- 中国が独自の森林認証制度、CoC認証制度を昨年9月と10月に発表した。世界に向けての中国の森林保護管理に対する態度表明であるとともに、木材製品の輸出における米、欧、日など先進国との摩擦回避があると思う。輸入材製品の認証法に関して、中国木材流通協会によると、どのような認証制度がよいのか日本等各国の業界団体などと協力して仕組みを作っていくみたいと考えているようだ。
- 中国国内産の木材は、認証をとれば認証材として輸入できるが、第三国から中国を経由して入ってくるものについての合法性は分からない。

第6回合法性・持続可能性証明木材供給事例調査・システム検証事業WG

1. 日時：2008（平成20）年3月4日（火）13:30～16:00

2. 場所：永田町ビル4F会議室

3. 議事概要

（1）合法性木材供給事例調査について（まとめの報告）

ア 国内調査 ((中) 全国木材検査・研究協会調査担当者) : 森林認証と認証林産物に関する現状把握、業界団体等による木材の合法制証明の状況、民間企業等の資材調達方針等について調査し、収集した情報を、前年度の調査結果を踏まえながら分析した旨説明。

イ ロシア東シベリア地域イルクーツク州における違法伐採対策調査 (国際環境NGO FoE Japan調査担当者) : イルクーツク州特有の違法伐採問題の把握とその発生要因の分析、州政府、業界団体、民間組織による違法伐採対策を調査、改正された森林法典の実施・適用状況の調査を行い、合法木材取引確立の観点から、現存する各々の取組みを分析した旨説明。

ウ マレーシアにおける合法性証明の実態調査 ((財) 地球・人間環境フォーラム調査担当者) : マレーシアにおける合法性証明の実態を明らかにするため、森林政策、森林法、森林管理体制の概要、合法性証明、持続可能性の取組み、現行法体制や持続可能性への課題を調査し、今後の取組みの方向性について提言を行った旨説明。

エ インドネシア ((財) 地球・人間環境調査担当者) : 昨年度に引き続き、インドネシアにおける合法性検証の取組みについての調査を実施した。今年度は、木材合法性検証システム (TLAS; Timber Legality Assurance System) および独立評価機関 (LPI) を取り扱った旨説明。

オ 中国（木材利用推進中央協議会調査担当者）：中国独自の森林認証・CoC制度、中国におけるFSC・CoC認証、PEFC・CoC認証の現状、事例、中国木材企業に対する信用評価制度の試行、日本の合法木材供給システムに対する中国の対応について取りまとめ中の説明。

以上の報告・説明に関して、疑問点についての質疑があり、委員から報告書の取りまとめに当たって日本への輸出材の合法性証明に関する要望等意見が出された。

（2）検証調査の概要について

資料「平成19年度合法性・持続可能性証明木材供給システム検証調査の概要」に基づき、アンケート調査、事業体調査、追跡調査について事業の実施状況、取りまとめ中の内容について事務局から説明。

追跡調査事例を9つ提示。各事例の特徴を簡単に説明。

<主な意見、質疑>

- 輸入材が多い中で、事例調査で国産材取扱に事例が多いのはどうしてか。

（説明）調査対象の母集団が、政府機関に納入する中で、国産材が多くなっているため。

- 輸入材の証明書として、会社の認定書を証明書として添付している例が見られるが、これはガイドラインの合法性証明書にはならない。

- ユーザーへの説明も当然必要であるが、まずは政府調達側の理解を深めることを優先してほしい。

- 追跡調査のなかで、確認欄を見ると原木市場、木材加工業が×で、その前後の段階で○となっているのはどういう理由か。

（説明）県産材の証明書を合法木材の証明書と勘違いしたことによる。

- 県産材の証明と合法木材の証明が混同されるなど、調達側と供給側のねらいが異なっており、混乱が生じている事例がみられる。

- 国が発注する場合合法性の証明書を要求している。県産材を指定することはない。研修等で証明方法について説明してほしい。

（3）平成20年度事業計画案の進め方について

事務局から平成20年度合法性・持続可能性証明木材供給事例調査、同システム検証事業計画案の進め方についてたたき台を提示し、説明がされた。

<主な意見、質疑>

- 海外問題について、実態を把握し、対策をどうするのか。事例調査は地域的調査したものどのように反映するのか。日本の輸入業者がどのように対応するか。どのような証明書が必要か。
- (説明) 解説書を作成し、リスクの高い地域で役立つものにしたい。
- 解説書でなく木材輸出国と日本側が一堂に会して問題点を解決する話し合いをしてはどうか。日本がグリーン購入法をしっかりと行っていることをアピールする必要がある
- HPの使い方について、合法木材製品紹介ページが開設されているが、利用され方が少ない。仮登録は多いが、本登録は一桁台と少ない。HPの使われ方の実態を調査し、検証調査と普及啓発を有機的にしたものにならないか。
- 事例調査を報告する機会をつくってほしい。証明部会の委員にも知らせてほしい。

(4) 合法性・持続可能性証明システム普及事業WG

■ 委員

荒 谷 明日兒	新潟大学農学部（教授）：座長
大 石 美奈子	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
桑 山 公 一	全国森林組合連合会（林政・組織部長）
坂 本 有 希	地球・人間環境フォーラム（フェアウッド・キャンペーン担当）
中 川 敏	日本木造住宅産業協会（資材・流通部長）
中 澤 健 一	FoE Japan（森林担当）
野 村 義 清	日本建設業団体連合会（グリーン調達促進WG委員）
橋 本 久 幸	全国家具工業連合会（専務理事）
渡 辺 光 一	日本製紙連合会（林材部長）

■ 会議の概要

第4回合法性・持続可能性証明システム普及事業WG

1. 日時：2007（平成19）年6月28日（木）10:00～12:00
2. 場所：永田町ビル4階会議室
3. 議事概要

(1) 平成18年度違法伐採総合対策推進事業及び第3回違法伐採総合対策推進協議会の結果について
事務局から事業の進め方についての説明があった。

(2) 平成19年度合法性・持続可能性証明システム普及事業の進め方について

事務局より、資料にもとづき平成19年度事業の実施要領案についての説明があった。なお、「『合法木材マーク』の名称については合法性証明システムのPRのために使用する際、マークをつけた製品全てが合法性の証明されたものとの誤解を生まないようマークの名称は検討が必要、との意見が事前に委員から寄せられた。」との補足説明があった。

<主な意見と質疑>

- 事業の目的に、合法性の確保はあくまでファーストステップであり、最終的な目的は持続可能性を確保することである、ということを明記してほしい。
- 商品フェアへの出展は、その商品を買う人だけが来るので、もっと幅広い層の人が来る環境関連フェアや消費者フェアのようなところに3.9マークの普及と一緒に出展し、パンフレットの配布をしてはどうか。
- 合法木材マークの使用については慎重に検討すべき。システム自体の信頼性の確保がこれからとのときに、マークを商品につけるのは時期尚早。
- 「合法木材マーク」ではなく、「合法木材推進マーク」とした方が誤解を生じないのでは。
- 一般の人に分かりやすくするには、合法性木材を使いましょう、というより、違法伐採材を使わないようにしましょう、と言ったほうが通りがよい。
- 「行政の調達担当者から合法性証明木材を要求されないので、証明システムを使っても意味がない。」との声もある。環境省との連携も必要では。
- 調達側への普及パンフレットは、是非つくってもらいたい。われわれ調達サイドの企業の中でもこの取組についての認識はまだ薄い。
- 国際セミナーでは、供給側の現場の問題も紹介してほしい。供給側の企業の中で問題意識の共有が必要である。
- 商品フェアに出展するときにも、合法性証明の仕組みの紹介や製品の展示だけでなく、取り組みの背景にある違法伐採の現状を紹介することも必要ではないか。

- 海外の供給者から見ると、合法木材の需要もそれほどない状態で、なぜこれほど日本が熱心に合法木材供給体制の整備に取り組んでいるのか分かりにくい。日本の状況を海外に理解してもらう必要がある。
- 違法伐採は、生産国の問題であり、日本の対策を向こうに知ってもらうことが重要。
- 木材・木材製品の供給国で開催される商談会・展示会にこちらから出向いて、仕組みの紹介等をするほうが、向こうから人を呼んできて講演してもらうより普及という点では効果的ではないか。
- 行政担当者や企業の人だけでなく、現地のNGOや研究者の話を聞けば現実の問題もわかるのではないか。
- 商品フェアや展示会で普及をするときも、現地の問題や現場の状況を紹介しないとこの問題の重要性や背景がわからず、浸透もしにくいのではないか。

(3) その他

事務局より、合法木材供給事業者研修テキストについて説明があった。

第5回合法性・持続可能性証明システム普及事業WG

1. 日時：2007（平成19）年9月11日（火）13:00～15:50
2. 場所：霞山会館「たけ」
3. 議事概要

(1) 合法木材推進マークの策定について

事務局から資料にもとづき合法木材推進マークのデザイン案の募集、業者の選定、デザイン案の作成と選定、および使用規程の骨子案についての説明があった。

「合法木材推進マークの使用については、林野庁のガイドラインに入っている3つの合法性証明方法であれば、どれでも使えるようにすべき。」などの意見が述べられたのち、デザイン案および使用規程の骨子案を了承した。

(2) 違法伐採対策推進国際セミナー2007in横浜の開催について

事務局から資料にもとづきセミナー実施計画素案、セミナー実行委員会の設立と委員の構成案、およびセミナーにおける報告希望者の募集についての説明があった。質疑の後、実施計画案、実行委員会の構成案などを了承した。質疑で述べられた意見は概略以下のとおりである。

<主な意見>

- セミナーの開催時期は、ちょうどインドネシアで開催される国連気候変動条約締約国会議（COP13）と重なっており同国からの報告者が確保できるか十分検討を要する。
- セミナーでは、日本で輸入木材を買う人は何を求めているのかを海外の生産者に知ってもらうことも必要。
- 建設業界では、木材製品の中で型枠用合板の使用量が最も多いが、これは建築現場での建設資材としての利用であり、また再利用するものもあるので、使用に当たって合法証明書の添付は極めて困難である。
- セミナーでは、今までの日本政府の調達実績を報告してもらい、日本の制度の課題を洗い出すようにしてほしい。

(3) 合法木材製品事例紹介ページの運営について

事務局から資料に基づき合法木材ナビホームページ内の合法木材製品事例紹介ページについての掲載要領案など概要の説明があった。質疑の後、掲載要領案など概要を了承した。質疑の中で以下の意見が述べられた。

<主な意見>

- 合法木材製品事例紹介ホームページでは、企業別の情報検索だけではなく製品ジャンル別に複数の企業の製品も検索できるようにした方がよい。

第6回合法性・持続可能性証明システム普及事業WG

1. 日時：2008（平成20）年3月4日（火）10:30～12:30
2. 場所：永田町ビル4F会議室
3. 議事概要

(1) 合法木材をめぐる最近の情勢について

事務局から資料に基づき違法伐採問題・グリーン購入法をめぐる動きに関して、古紙偽装問題を巡る状況の報告、平成18年度政府の特定調達品目調達実績が報告された。

<主な意見>

- 合法木材証明システムと古紙問題は消費者の信頼性を得て行うという面から根源は同じであり、これからシステム運用に参考になる。
- 18年度政府の特定調達品目調達実績が低い、政府・行政担当者も合法材に対する理解度が低いのも事実である。今後ユーザーに対する普及活動を促進する必要がある。

(2) 平成19年度合法性・持続可能性証明システム普及事業の実行結果について

事務局から資料に基づき国内の供給者への普及啓発について、平成19年6月に行われた研修会報告、認定事業者研修用テキスト等の作成・配布の取組が報告された。需要・調達側への普及啓発においては、パンフレット、ポスターの作成、合法木材製品事例紹介用ホームページの開設、商品フェアでの展示、合法木材推進マークの制定について報告がされた。

また、12月3、4日にパシフィコ横浜で開催した違法伐採総合対策推進国際セミナー2007Ⅱin横浜－信頼性と普及可能性のある合法木材証明システムを求めて－」の報告がされた。

(3) 合法木材製品の普及に関する当面の取り組み

ア. 製品事例紹介ページの普及方法について

平成19年10月に立ち上げた合法木材ナビの製品事例紹介ページへの登録・掲載について事業者にPRしてきたが、平成20年2月現在登録事業者7社、登録製品2社3商品にとどまっている。合法木材供給事業者に対し、積極的な誘引活動することとした旨報告があった。

普及促進のための具体的方法としては、合法木材ナビホームページ、メール、パンフレット、新聞広告等を媒体とした事業者、調達者、一般向けへの普及等について説明がされた。

イ. 北海道洞爺湖サミットと合法木材セミナーについて

事務局からG8北海道洞爺湖サミットに向けて6月下旬に開催される地球環境議員連盟（GLOBE International）の会合と共に開催して、合法木材に関する国際セミナーを開催する旨の説明がされた。

<主な意見>

(ア 製品事例紹介ページの普及方法について)

- 製品事例紹介ページの普及用パンフレットの海外版は作成するのか。
(説明) 国内供給業者からの合法木材製品の購入を想定している。登録者は日本人が多数となることが想定されるので、現状は日本語で行い、海外向けは今後考える。
- 現時点の製品事例紹介ページ登録者が7社、製品は2社3商品と少ないのは問題ではないか。システムがあっても使用されなければ意味がない。何故このような状況なのかを分析する必要がある。
また、登録業者が何故登録したのかということも明らかにするべきだ。
- 山側の人は参加がしづらいのではないか。製材業者は普通の製材品の

PRに魅力を感じていないのではないか。

- HPの内容も変化させる必要があるかもしれない。川上・川下サイドで分ける等利用されるように対応する必要がある。
- HPは数多くある。消費者はメーカーのHPを見るのでメーカーのHPの中にリンクさせてもらえば、需要者の利用につながるのではないか。
- HPは必要性とメリットがなければ見ない
- 仮申請者の申請理由等を分析してみる必要がある。
- 認定団体責任者が製品事例紹介ページについて理解をしきれていない面もある。仮登録者は申請の手続きが難しいとの意見もでている。ヒアリング内容をまとめてみたい。
(イ 北海道洞爺湖サミットと国際セミナーについて)
- 6月は企業の総会シーズンであり、役員クラスの参加は難しいと思われる。
- GLOBEでは最近地球温暖化が注目され、違法伐採問題は関心が低くなっている。アンケートで意見を聞いてみたい。
- 3月中に大枠を決めたい。

(4) 平成20年度合法性・持続可能性証明システム普及事業の進め方について

事務局から最終年となる平成20年度は、①需要者に対するPRを展開し合法木材を実需に結びつけること、②それに応える合法木材製品の供給の信頼性を高めること、③国際セミナーなどにより日本の取組を海外に普及し海外の違法伐採問題の取組を支援すること、を進めたい旨の説明があり、これらについて議論がなされた。

<主な意見>

- 合法木材ナビに掲載している合法木材製品をエコプロダクト等の展示会で展示しPRすると掲載者の支援になるのではないか。
- 合法木材の調達に関して政府機関に対するアンケートを実施している。合法木材について知らない調達窓口の担当者が多い。ポスターによるPRもしている。
- 調達側担当者に対するPR機会はないのか。
- グリーン購入法の基本方針改訂の際に林野庁、環境省合同で説明会を開催した。林野庁の補助金では各省庁に対する説明は難しいので、必要があれば環境省に説明をお願いする。
- まず公的機関の理解を深め、民間へ浸透させる。幅を広げすぎると難

しい。重点を置くことが重要。

- 供給者はメリットがなければ購入しない。品質、価格で選ばない。環境に关心のある人に対してメリットがある仕組みがよい。
- 外材について、違法伐採だけでなく持続可能性についても考慮する必要があるのではないか。二酸化炭素削減目標につなげた方がグリーン購入法の主旨に合うのではないか。

(5) 合法木材推進マーク使用規定の改定案概要について

事務局から資料「合法木材推進マーク使用規程の改定案概要」に基づき、現行の合法木材推進マーク使用規程では、木材製品に直接貼付する使用はできないこととなっているが、一定の使用条件が整えば、マークを合法木材・同製品に貼付して使用できるよう規程を改定したい旨の説明がされた。

<主な意見>

- 政府の調達側の窓口などから合法性の明確な製品を望む意見が大きくなっているのではないか。
- 建設現場では、書類だけでは確認が難しい。特に型枠合板などは、製品に合法木材マークが貼付されていると確認しやすい。
- 木造住宅の場合も施主のトレーサビリティーなどへの関心が高まっており、合法木材についてもマークなど何らかの表示が必要と思う。
- 合法マークの使用について、製品に貼付しないと決めたのが今年度であり、システムの信頼性の確保やマーク使用の管理責任の問題もあり、木材製品へのマークの表示は時期尚早である。もう少し時間をかけて検討する必要がある。

第3章 合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業

1. 事業の目的

わが国の合法木材の供給体制整備に資するため、需要側と供給側の連携にもとづく民間レベルでの自主的な違法伐採対策の先進的な取組事例、主要木材輸出国の森林伐採に係る法規制等について調査を行うこととする。

本年度の事業は、①国内における森林認証と認証林産物の動向地域材認証制度における合法木材認定の実態把握、都道府県のグリーン林産物調達動向、民間企業等の資材調達方針について調査、②ロシア東シベリア地域イルクーツク州における違法伐採対策調査、③インドネシア・マレーシアにおける合法性証明の実態調査、④中国における森林認証基準、木材企業の信用評価制度、政府のグリーン物品調達制度等の調査を実施した。

なお、各調査の詳細な報告については、それぞれ報告書が作成されているので、ここではその概要について記載する。

2. 国内の諸制度に関する調査

(1) 調査の内容

わが国の森林認証と認証林産物の動向、合法性確認のための体制整備の状況、都道府県単位で行われている地域材認証制度における合法木材認定の実態把握、都道府県のグリーン林産物調達動向、民間企業等の資材調達方針について調査し、収集した情報を前年度の調査結果を踏まえながら分析した。（実施機関は（中）全国木材検査・研究協会）

(2) 調査結果の概要

ア. 調査結果について、次のとおり取りまとめた。

- ① 2007年末の日本の森林認証面積は98万7千haで、前年比6割増。CoCを含めた森林認証取得事業体数は888件で、同じく7割増。2007年においては、特にSGECの認証森林面積拡大、CoC認証事業体件数増加が著しかった。
- ② 2007年の新規森林認証により、認証森林は5県を除き、ほぼ全国的に展開するようになった。北海道の認証森林面積が、全国の認証森林面積の半分を占めている。
- ③ 2007年にCoC認証取得事業体数は888件まで増加。FSC・PEFCでは

紙・印刷物を取り扱う事業体、SGECは住宅建築、プレカットを行う事業体の新規CoC認証取得が増加した。

- ④ 合法木材取扱認定事業者数は、2008年3月10日現在6,980件（全木連調べ）、合法木材取扱認定団体数は133件。

2007年中に、素材生産、丸太取扱事業体の合法木材供給体制の整備が進み、合法木材供給体制が充実した。

- ⑤ FIPCが日本に林産物を輸出する海外企業に対し、初めて合法木材供給事業体としての認定を行った。

- ⑥ 都道府県等が個別に実施している地域材認証制度45件の内、木材の合法性証明機能を備えた制度は13件。地域材認証制度への合法性証明機能の付加は、今後も増える傾向にある。

- ⑦ 17都道府県が、認証された地域産材をグリーン購入調達品目に指定している。

- ⑧ すべての都道府県が、国のグリーン購入法に準じた調達方針、特定調達物品の制定を行っているものの、グリーン調達率は、紙や文具等では高いが、公共工事資材では低い。

- ⑨ インターネットを通じて780件の家具取扱事業体、212件の文具取扱事業体について調査を実施。家具用資材調達の主体となる、中小家具メーカーのほとんどは、資材調達方針等を持たないか公表していない。家具・文具製造事業体のグリーン購入法適合商品の生産に関わっては、森林認証取得森林から生産された原料、合法材による原料を調達するように指針を定めた企業の事例が散見された。

イ. 上記の調査により、合法性・持続可能性証明木材の供給に関する現状および課題として、次のことが明らかとなった。

- ① 日本国内では、2007年も森林認証面積・事業体数、合法木材供給事業体数が増加したこと。

- ② また地域単位での認証材取扱グループの増加、合法性証明機能を持つ地域材認証制度の増加等、供給体制が着実に充実・拡大していること。

- ③ 合法木材供給の今後の課題としては、審査・監督体制の充実等があげられること。

- ④ より客観性をもって、合法性を証明するためには、中長期的には合法木材供給認定事業体のCoC認証取得も、将来の課題として検討されるべき事項と考えられること。

- ⑤ 国が直接購入する資材のみでなく、国が都道府県に発注する事業で都

道府県が実施主体となる事業、都道府県が単独で資材を調達する事業の資材発注にあたっても、仕様書等にグリーン製品、合法木材の優先使用を明確に記載する必要があること（現場から指示が徹底していないとの指摘あり）。

- ⑥ 需要サイドにおいては、合法材、認証材への認識は高まりつつあるが、不十分であること。産業消費者を中心に、木材関係業界、行政からの働きかけを強化する必要があること。

3. ロシア東シベリア地域イルクーツク州における違法伐採対策調査

（1）調査内容

本調査は、我が国が輸入するアカマツ製品（原板および小割製材）、アカマツ、カラマツ丸太のロシアにおける主たる生産地である東シベリア地域イルクーツク州において、同地特有の違法伐採問題とこれを解消するための州政府および民間の取組みの現状を把握する目的で実施され、同時に我が国のガイドラインへの認識普及をもねらったものである。

具体的には、①イルクーツクの森林と資源の概況、森林管理体制の現状を調査、②同州特有の違法伐採問題の把握とその発生要因の分析、③州政府、業界団体、民間組織による違法伐採対策を調査、④改正された森林法典の実施・適用状況の調査を行い、⑤合法木材取引確立の観点から、現存する各々の取組みを分析した。

本調査は、文献、報道資料の収集と整理、関係各者へのヒアリング、ロシアのNGO・研究者参加の下での問題分析、我が国のガイドラインに関する現地セミナー開催、という方法により実施された。（実施機関は国際環境NGO FoEジャパン）

（2）調査結果概要

ア. 「東シベリア地域イルクーツク州の林業」の概要は以下のとおり

- ① イルクーツク州は、州総面積7,748万ha、森林面積7,130万ha、森林被覆面積6,290万ha。森林は基本的には全てが国有林で、利用に際した管理、保全、保護、再生は、2007年より州政府が行う。
- ② 州政府は、2007年に連邦より委譲された権限を実現する第一段階として、林産業・水産資源局を創設し、イルクーツク州森林局をこの下に創設した。森林局には州政府配属の国家機関として52の営林署、イルクーツク航空森林保全基地、イルクーツク森林（農業林）管理局とその16の支部が配属。

- ③ 現在、同州における木材製品輸出は、丸太が中心であるが、段階的に引き上げされる丸太輸出関税と州内での高度木材加工の推進の流れを受け、今後は製材や合板分野の発展が見込まれている。

イ. 「東シベリア地域イルクーツク州における違法伐採問題」の概要は以下のとおり

- ① ロシアにおける違法伐採には、伐採許可証を持たない個別の違法伐採団によるものもあるが、スケールとしては伐採証明書に記載された容量を超過して伐採を行い、伐採区の境界を越えて保護されている樹種の伐採をも行っている公的には伐採業者として登記されている企業によるものが大きい。(ロシア連邦森林局統計及び聞き取り調査による。)
- ② 違法伐採を以下のように、「黒い」犯罪的伐採から「白い」合法的伐採までのスペクトル形式を用いて検討した。
- ・完全に「黒い」犯罪的伐採(法的意味において違法な違法伐採)。すなわち、そもそも伐採許可を取得していない伐採、該当地区における伐採許可を得ていない伐採。
 - ・「黒に近い灰色の」伐採。真の意味での犯罪的伐採ではないが、重大な法律違反があるもの。例えば、営林署が管轄外の区画の割当てを行なった場合、伐採用地の規模を著しく不当に小さく報告する場合、伐採用地内で大規模な越境伐採が行なわれた場合、権利譲渡を根拠に伐採が行なわれた場合(伐採許可証の発行を受けた者ではない人物による伐採)、健康な森林が衛生伐の指定を受けた場合等。
 - ・「灰色の」伐採。伐採用地内で大規模な過伐が行なわれた場合、小規模な越境伐採があった場合、(択伐時の)伐採対象木選択規定違反・木材搬出規定違反・伐倒規定違反があった場合等。
 - ・「白に近い灰色の」伐採。伐採用地内に樹幹上部・基部が放置された場合、伐採用地の清掃・森林再生準備作業が行なわれない場合、運搬具乗り入れ用路の敷設時に作業規定違反があった場合、作業時に労働法・税法違反があった場合等。
 - ・「白い」伐採。いかなる違反も犯さなかった伐採。

今回の調査では、以下のことが判明した。

- ・伐採段階において完全に「黒い」伐採は、遂行可能な違法行為の一形態にすぎない。
- ・木材部門における現状は、2005年チュナの現地調査報告書によると

完全に「白い」伐採は実際には不可能と報告されている。

- ③ 違法伐採発生の主たる原因は以下のように定義できる：
- ・森林関連法の不備、および違法伐採対策に関するしかるべき国家政策の欠如
 - ・森林地帯の伐採村における住民の生活レベルの低さと失業率の高さ
 - ・木材への常に高い需要
 - ・違法伐採の摘発と罰則に関する警察の仕事が非効率的であること
 - ・林業に携わる労働者の賃金、資金、技術基盤のレベルが低いこと
 - ・汚職のレベルが高いこと
 - ・輸出先各国において協調した取組みがないこと。

ウ. 「違法伐採対策と森林認証関連の取組み」の概要は以下のとおり

- ① 州政府が支援するイノベーションセンターが中心となり、WWFロシアや東シベリア林産業者・輸出者連合と合同でFSC森林認証を推進。また2007年11月には認証審査機関SGS社独自の合法証明システムであるVLTPを推奨するコンサルティング業務が同センターにより開始された。
- ② 州政府は、木材発送ポイントにおける木材流通規制の取組みである「木材ターミナル」から、価格の安定と市場への違法木材流入を規制する「木材製品取引所」の支援へ移行、取引所自体の国有化も検討中。
- ③ 2008年1月現在、同州のFSC認証取得状況は、森林管理（FM）認証が6社、流通加工部門（CoC）認証が5社。内6社は、前年後半の認証取得であり、業界での認証取得への関心が加速している。

エ. 「新森林法と森林管理機関の構造変化」の概要は以下のとおり

- ① ロシア連邦新森林法における地方分権の主要原則は、森林利用とその保全、保護業務における全ての基本的権限と権利をロシア連邦構成主体（地方・州政府）に委譲するというものである。
- ② 地方・州政府は、森林管理機関と国家森林保安機関の設置と業務遂行、連邦レベルの規定に従った経営業務の立案と森林の利用提供、森林火災対策、生活目的の森林利用の提供といった業務に責任を負う。
- ③ 地区レベルにおいて森林に対する責任を負うのは、山林区となる。これまでの旧山林区とは異なり、何らかの経営業務に独自に携わる権利を失い、管理機関としてのみ機能することになる。

オ. 「まとめ～課題と対策～」の概要は以下のとおり

- ① 連邦森林局による衛星モニタリングは、現状では大規模な盗伐、過伐の摘発しかできていない。
- ② 税関のコンピューター検査システムは、税関申告の簡易化とデータベース管理が主で、輸出業者の利用も限定的だが、州政府が行う取組みとの整合性を図ることで、同州の流通管理を強化する可能性がある。
- ③ 州政府の推進する木材取引所の取組みは、木材取引市場の整備と透明な取引価格設定という点では効果的であるが、伐採証明書確認以外の遡及性確認の方法を持たない。今後、中小業者が直接取引所に参加するための措置が取られ、当初想定されていたバーコードタグによる伐採地からの遡及性が確保されれば、有効な合法木材調達システムとなり得る。
- ④ 第三者認証の推進（FSC、VLTP）の動きは、流通を規制する取組みが発展しつつある同州において、これを補う意味でも、業者の森林管理の質を段階的に向上させ、第三者監査機関が入り込むことで、合法木材調達へ向けた公正な視点をも確保できるという意義を持つ。
- ⑤ 既存の取組みの効果をそれぞれ縫合することで木材生産・流通における合法性を担保する制度ができる可能性がある。連邦レベルでの違法伐採対策が、州特有の問題を解決するに及ばない現状において、州に特化した森林管理基準を策定することが急務であり、それには、州政府や大規模な林産業者が中心となるだけでは不十分であり、小規模業者やNGO、木材調達国側をも含めた検討会の機会が必要である。

4. インドネシア・マレーシアにおける合法性証明の実態調査

(インドネシア)

(1) 調査内容

昨年度に引き続き、インドネシアにおける合法性検証の取組みについての調査を実施した。今年度は、木材合法性検証システム（TLAS; Timber Legality Assurance System）および独立評価機関（LPI）を取り扱った。調査にあたっては、インドネシア林業省、NGO、業界団体、検証機関等を訪問し、ヒアリングを行った。（実施機関は(財)地球・人間環境フォーラム）

(2) 調査結果概要

TLASは、木材合法性検証基準および運営の制度設計案は完成しており、

制度化についての議論は進んできているが、まだ実施には至っていないのが現状である。TLASの木材合法性検証基準はインドネシアの幅広いステークホルダー間で何度も議論を経て合意されたものである。これを日本政府のインドネシア産木材製品調達における合法性基準としてグリーン購入法への適用を検討することが必要である。

LPIによる審査は、伐採権所有事業者の林業施業水準を向上させることを目的とした審査である。同審査は、森林管理についての林業省の規則をもとにLEI（インドネシアエコラベル協会）の森林認証制度やITTOガイドラインを参考にして作られた基準・指標を利用し、天然林（IUPHHK）、人工林（IUPHHK-HT）、木材林産物一次産業（IPHHK）のそれぞれ対応した基準、指標を設け、5段階評価される。評価3に満たない場合は伐採権の更新は認められない。山元における施業の底上げを狙った審査であり、下流側のCoCを保証するものでないことについては注意が必要である。

（マレーシア）

（1）調査内容

マレーシアにおける合法性証明の実態を明らかにするため、①森林の概要、②連邦政府と各州政府、それぞれの森林政策、森林法、森林管理体制の概要、③合法性証明の取組み、④持続可能性への取組みと主要なイニシアチブ、⑤現行法体制や持続可能性への課題を調査し、今後の取組みの方向性について提言を行った。（実施機関は（財）地球・人間環境フォーラム）

（2）調査結果概要

ア. 森林概要

- ① 森林率は59%。パームやゴムなど樹木作目が16%。森林における75%は生産林、25%が保護林。また国家林業政策に基づく永久保存林が73%、州所有の州有林地が27%。
- ② 人工造林推進とパーム油農園拡大政策により、天然林は減少傾向にある。

イ. 連邦政府と各州政府の森林政策、森林法、森林管理体制の概要

- ① 憲法にて土地、森林などは州所管事項と規定。したがって各州が独自の森林政策、森林法を持つ。管理体制は半島部8州はほぼ連邦政府の直轄経営、サバ州とサラワク州は別。

- ② 管理体制も半島部、サバ州、サラワク州とでそれぞれ異なる。
- ③ 半島部、サバ州、サラワク州とも、独立前の憲法や法律の名残がある。
特にサラワク州はその名残により様々な問題を内包している。

ウ. 合法性証明の取組み

- ① 各地域とも、トレーサビリティの確保できるシステムが確立している。
半島部とサバ州は伐採システム（SMS）により切り株まで遡ることができる。サラワク州は最小林班単位で管理している。仕向先によってタグの色を変えている
- ② 下流の輸出手続きについては、半島部とサバ州は連邦の機関であるマレーシア木材産業庁が管理し、サラワク州は独自の州有公社であるサラワク木材産業開発公社が管理している。

エ. 持続可能性への取組みと主要なイニシアチブ

- ① EUの違法伐採対策、EU-FLEGTによるマレーシアとの二国間協定締結に向けて議論が進められている。
- ② 国内認証機関MTCCと世界的な認証機関FSCとがある。MTCCは半島部の森林のほとんどを認証済み。サラワク州に1件。CoC認証は112件。FSCは、半島2件、サバ2件。CoC認証は66件。サラワク州は認証には否定的。
- ③ 段階的アプローチや第三者合法性検証などのサービスを提供するMFTN (WWF-GFTN)、TFT、GFS、Smart woodなど複数のコンサルタントが活動。

オ. 現行法体制や持続可能性への課題

- ① 合法性の信頼性に関する課題として、違法伐採の現状と国境付近の密輸問題を調査。違法伐採は法規制強化により、検挙数は減少傾向にあり、管理の範囲内と考えられる。しかし、密輸問題は、ラミンから他の樹種に変わったり、新たなルートが開拓されたりで依然問題である。特にサラワク州と西カリマンタン間の陸路での密輸は要注意である。
- ② 持続可能性に関する課題として（i）生物多様性や森林生態系に著しく負荷をかける合法な皆伐施業による丸太の選択的排除法、（ii）永久保存林の法的な脆弱性、（iii）環境影響評価の信頼性について調査した。
(i) 丸太であれば、理論的にトレーサビリティが確保できる可能性があり合法な丸太を選択できる。しかし製品は混入してしまうので不

可能。

- (ii) 国家林業法における規定がゆるく、容易に指定を外し、州有林地に区分を変更することが可能なため、永久保存林は必ずしも「持続可能」ではない。
 - (iii) 500haを超えるような大規模な森林開発には環境影響評価が必要だが、その内容と信頼性に疑問があり、先住民族との係争事例が多い。
- ③ 社会的な配慮に関する課題として先住民族と政府・企業との間で先住慣習権の解釈をめぐる問題を調査。マレーシア全土で、先住民族が訴訟を起しているケースが見られるが、特にサラワク州で多く、現在150件ある。先住慣習権の解釈において、州政府は先住民族のなかでもマジョリティのビダユ族やイバン族への対応はしているが、少数民族であるプナン族などへの対応は厳しい。一方で、先住民族の権利に関する国連宣言が世界144カ国の合意を得て採択された。この合意文書により、今後の先住民族への対応如何によっては人権侵害として公式に国際問題化する可能性も出てきた。

カ. 提言

(日本政府へ)

- ① 日本の政府木材調達の基準において合法性にとどまらず持続可能性の定義を明確にし、人工林造成や他用途転換について、科学的調査結果に基づいた適正な数値目標の公表等を要請する。
- ② 国連宣言を受け、国際社会の合意事項となった「先住民族への配慮」について批准した責任を十分に果たすべく、マレーシア産木材を含む調達する木材に関する十分な社会的配慮を促進。
- ③ マレーシア－インドネシア間の密輸は依然問題視する必要がある。合法性の信頼性を高めることで密輸材混入のリスクを低減していくべき。
- ④ EUなど、他国の取組み等との連携を模索し、世界木材市場全体の潮流として違法伐採対策を強化。

(民間へ)

- ① マレーシアの持続可能な森林経営実現のため、積極的な認証材購入による森林経営改善のインセンティブの創出と、サプライヤーへの認証取得支援の提供。
- ② サプライヤーの適切な伐採生産の努力を促すために、他用途転換のた

めの皆伐や不適切な人工林造成に伴う整理伐によって生産された木材など持続可能性について、調達方針策定によりサプライヤーへ要求。

5. 中国における合法性証明制度の実態調査

(1) 調査内容

平成18年度調査で、中国においてはFSCなどの外国の森林認証、CoC制度が実施されているが、中国独自の森林認証、CoC制度は未だ確立されておらず、設立が準備されている段階であることを明らかにした。

このため、18年度調査では、我が国から見て理解しにくい中国の森林資源、森林制度、法規、林産業、木材貿易等の実態を正しく理解するための情報を得ることを念頭に置いて、当該分野の現状につき調査を行った。

本年度（19年度）は、主として、中国において1999年以来、検討が進められてきた「森林認証基準の制定の動向」及び、國務院の主導による「企業信用評価制度」に関連して、中国木材流通協会が試行した「木材企業の信用評価制度の試行」の実際と合法木材供給における意義について調査した。

併せて、18年度報告以降の「中国の木材産業・木材貿易の概況」ならびに「政府のグリーン物品調達制度」の実施について調査した。（実施機関は木材利用推進中央協議会）

(2) 調査結果の概要

- ア. 2006年～2007年上半期の中国木材産業・木材貿易の概況の調査。
- イ. 2007年1月1日から中央省庁及び省政府で試行され、2008年1月1日から全政府機関で実施が始まった「政府グリーン物品調達制度」の調査。
- ウ. 中国の森林認証制度及び認証モデルの実施状況は次のとおり

① 「中国森林認証基準」体系の制定：1999年7月中国国家林業局と世界銀行(WB)、世界自然保護基金(WWF)が中国へ森林認証の概念を導入して、2001年3月国家林業局科学技術発展センターに森林認証処が設立され、中国森林認証指導グループが成立し、中国における森林認証プロセスが正式にスタートした。以来、持続可能な森林経営の推進と林産物の市場競争力の向上を目的として、FSCなど国際的な認証基準・指標を参考にしながら中国の国情にふさわしい独自の「中国森林認証基準」体系を制定する努力が続けられてきた。2007年9月10日、国家林業局は「中国森林認証－森林経営」(LY/T1714-2007)と「中国森林認証－生

産と流通段階の管理」(LY/Y1715-2007) の2つの分野規格を公布し、同年10月1日から正式に実施した。

現在、国家林業局は中国独自の森林認証実施体系づくりを進めており、申請者の資格や申請要件、認証手続き、認証費用と維持経費、年度審査、認証取得者の負うべき義務、認証後の監督体制などに関する詳しい規定を制定し、近い内に公表する予定である。また、認証機関の設立も着実に進んでいる。管理規定や認証機関が未だにできていないため、現段階では中国独自の森林認証基準による正式な認証はまだ行っていない。

- ② **森林経営認証**：国家認証認可監督管理委員会(CNCA)に認可された認証機関によって実施し、LY/T1714「中国森林認証－森林経営」規格に森林経営者の森林経営活動を評価することによって持続可能な森林経営であるかどうかを証明する。具体的な認証プロセスは、申請→予備評価→主評価→専門家審査→認定決定→生産流通過程の管理評価→年度審査によって行われる。
- ③ **生産・加工と流通過程の管理認証(CoC)**：認証機関がLY/T 1715「中国森林認証－生産と流通段階の管理」に基づいて、木材製品の生産段階から最終の消費者までの生産と流通過程の管理について評価し、製品の木材原料の起源を証明する。現在、中国独自のCoC認証はまだ試行されていないため、実施例を調査することは不可能である。報告書では、ファイバ・ボードの生産企業を想定して、その原材料の流通に対する認証用件を論述した。
- ④ **森林経営認証のモデル事業**：中国における持続可能な森林経営の原則、方式、基準と指標を模索し、中国森林認証基準をテストするために、国家林業局は2006年から、地域、森林タイプ、所有形態の異なる森林を選んで、森林認証のモデル事業を実施し始めた。2006年には、吉林、黒竜江、浙江、福建、廣東、四川など6省で第一回目6箇所のモデル事業を展開し、2007年には安徽、内蒙古、廣西、海南、河北、雲南など6省・自治区で第二回目7箇所のモデル事業を実施した。報告書では事業が先行する7モデルについて報告した。

エ. 中国木材流通協会の実施した「木材企業信用評価」試行の調査結果は次のとおり

- ① 国務院が全国の市場経済秩序を整頓・規範化し、社会信用水準の向上を図るための一環として、2007年に「業界信用評価実証活動の管理強化に関する通知」(2007)を下達し、44の業界に対して実施した「企業信用評価」の中で、木材業界については、中国木材流通協会が「木材企

業信用評価制度」の試行を実施した。

- ② 中国木材流通協会は1985年に設立され、国有資産監督管理委員会(国資委)の管理を受ける全国的な木材業界の協会である。会員数は700あり、木材輸入、販売、建築材卸売り等木材流通関係企業や製材、合板、床板、木製ドアなど木材製品の生産企業が会員である。協会にはフローリング、ドア、木材市場、化粧板、エンジニアードウッドなど6つの専門委員会が設けられている。
- ③ 企業信用評価は、政府の行政許可(批准)ではなく、全国整規弁と国資委の推進、指導、監督のもとで、会員の自由参加を前提する業界の活動である。評価の方法は、業界の協会が第三者の信用評価機関に委託して当該企業内部及び外部の情報を収集し、関係法律・法規・業界規定・評価指標と基準に従い、科学的な評価方法と規範的な評価手順を以って、木材関係企業の経営状況と社会信用状況について総合的に判断・評価し、木材企業信用等級を五等級（AAA級、AA級、A級、B級、C級）で表している。
- ④ 中国木材流通協会は「木材企業信用評価管理弁法（試行）」（以下「管理弁法」と略称）を制定し、評価試行を実施した。合法材供給に関連した要件として、申請企業の基本的条件の中に、企業は今後の木材輸入契約の中で社会責任に関する内容を取り入れ、木材供給側にその「供給する木材はすべて自国（地域）の法律法規に従って伐採したものである」と承諾させること。あるいは、主に企業が使用する木材原料の供給源とその合法性、木材の総合利用状況などを考察し、森林の持続可能な経営と林業の持続可能な発展に対する企業の貢献度を評価すること。また、地球環境に有利な行動（森林経営認証（FM）と生産・加工流通過程の管理認証（CoC）の取得、認証材の購入、植樹植林への積極的な参加、木材総合利業率の向上）などの指標が設けられている。中国木材流通協会が2007年12月6日に、第一回目の木材企業信用等級評価結果を公表し、7社の木材加工企業がAAA級の信用等級を獲得した。

第4章 合法性・持続可能性証明システム検証事業

1. 事業の目的

合法木材供給事業者の認定に関する業界団体の自主的取組みについて消費者の信頼性を確保し、政府等の木材・木製品の調達担当者の理解を促進するため、制度運営について国内及び海外において調査検証を行い、その実効性や問題点を明らかにする。

2. 事業の内容

事業は、①木材を調達する国等の機関に対するアンケート調査、②丸太の生産から加工・流通、納材に至る木材の合法性証明プロセスの調査、③認定事業者の合法木材の取扱い実態調査、④海外の検証調査を実施した。

3. 事業実施結果の概要

(1) アンケート調査

アンケート調査は、合法木材の調達実態等を把握するため、国の地方支部分局、独立行政法人、国立大学、国立高等工業専門学校の1、355機関に発送し452機関からの回答を得た(回収率33パーセント)。

その概要は次のとおりである。

- ア. 合法木材制度については、「聞いたことがない」「聞いたことはあるが、具体的証明方法等までは知らない」が合わせて85パーセントの回答。
- イ. 平成19年度に木材を調達したのは、オフィス家具17パーセント、公共工事(建築、宮繕工事)19パーセントの回答で概ね5年に一回の調達頻度。
- ウ. 木材調達に際し、「合法木材を指定した」は30パーセント、「合法木材を一部指定した」は10パーセント、「指定等の準備が整っていなかつた」は60パーセントの回答。
- エ. 「合法木材を指定した(一部指定含む)」回答者のうち、指定どおりに調達できたのは82パーセントの回答。そのうち指定どおりに調達できなかつた理由としては「合法木材の情報が少なくて調達しにくい」が66パーセントの回答。

- オ. 「合法木材を指定した(一部指定含む)」回答者のうち、設計仕様で明示したのは45パーセント、口頭による指示は41パーセントの回答。
- カ. 合法木材の調達に関して、「使用を仕様書に書くにしても、供給者、供給製品の情報がわからない」が52パーセント、受注業者が合法木材についての知識、資材発注先の情報に疎い」が20パーセント、「木材関係者情報提供、営業努力が不足している」が19パーセントの回答。

(2) 追跡調査

平成19年度に公共建築工事等において木材を調達した41事例を対象として、施主、施工業者、納材業者、流通業者、加工業者、市場、素材生産業者などの合法木材証明の流れについての追跡調査を実施した。その概要は次のとおりである。

- ア. 建築物等に地域材の丸太、製品を使用する場合には、素材生産、製材工場を経て直接施工業者に納材することが少なくなく、このようなケースでは合法性の証明は比較的きちんと行われやすい。
- イ. 木材製品は加工種別、用途別に多くの品目があり、建築工事の調達関係事業者は、納材、流通、製材、合板加工、集成材加工、市場、原木生産、輸入など多岐、多数にわたっている。そのため合法木材の証明チェーンもかなり複雑になることが多く、合法木材供給認定事業体の関与も部分的、断片的である場合も少なくない。これらを踏まえ、合法木材制度の普及を広く徹底していくことが必要。
- ウ. 木造建築物の場合、納材をプレカット加工業者が行うことが多く、プレカット業者の認定事業体化の推進は重要。その場合、プレカット事業が厳正に分別管理した邸別加工・納材をしていること等を踏まえた対応が必要。
- エ. 都道府県産材証明制度の証明連鎖はかなり定着しており、証明の途中で「地域材」＝「合法木材」という誤解を招いている例が多い。「地域材」「合法木材」の一体的推進が必要。
- オ. 市町村における合法木材指定の建築工事も見受けられ、その場合、証明連鎖に支障のないように地域における認定事業体確保の推進が必要である。
- カ. 国産材使用合板は、素材生産業者が丸太を直接合板工場に納入り加工・出荷されている場合の合法性証明は比較的行われている。輸入合板については、合法性の証明は輸入段階で不明かつ確認できないものが多かつ

たが、マレーシアのSTIDC、インドネシアのBRIKが合法性をきちんと証明しているものがあった。

キ. 輸入製材品については、ロシアのダリエクスポートレス（DEL）が合法性を証明したものが一部見受けられたが、総じて合法性の証明の確認できないものが多い。輸出業者がカナダBC州のメッセージ、FSC、PEFC、CoC認証の写しを添付しているケースもあったが、これらの木材が合法木材であることの証明は確認できなかった。輸入製材品については、比較的大手の木材輸入業者が輸入している場合が多い。こうした業者等の合法木材証明への取組み進展が望まれる。

（3）事業体調査

6 認定事業体の合法木材の取扱実態等について調査を実施した。

その概要は次のとおりである。

ア. 合法木材の需要が殆どないので、通常は原木の合法性証明の確認や製材品の合法性証明書の発行は行っていない場合が多い。合法木材の実需拡大の取組みが必要。

イ. 山元の林家、事業者は小規模・零細で、しかも合法的に丸太を出しているとの意識は強いものがあり、合法性証明書発行の徹底には関係機関等による相当な努力が必要。

ウ. 国有林材、公有林材を多く使用する加工業者は比較的合法性の証明はやりやすい。

エ. 市場、加工工場の場合、分別管理、作業工程で手間・コストに掛かり増しを懸念している。

追跡調査例

事例	工事内容 (仕様)	使用木材	施工業者	確認欄	納材業者	確認欄	加工業等	確認欄	原木流通等	確認欄	素材生産等	備考
事例	公共建築工事(合法木材指定)	スギ、 ヒノキ アカマツ製材品	施工業者	—	—	○	*製材業者(3)	○	*原木市場(2)	○	*素材生産業者	
事例	公共土木工事(小径木以外は合法木材指定)	スギ製材品	施工業者	—	—	○	*製材業者	○	*原木市場(2)	○	*素材生産業者	
事例	公共建築工事(合法木材指定)	製材品 (構造材)	施工業者	○	納材業者	○	* 製材業者	—	—	○	* 素材生産業者	公有林材
		製材品 (造作材)	同上	○	納材業者	○	*製材業者	—	—	○	*素材生産業者	森林施業計画認定森林からの丸太
		合板・集成材	同上	×	* 納材業者							輸入合板等
		製材品	同上	—	—	×	* 製材業者	—	—	○	* 素材生産業者	国有林材
		合板	同上	×	*納材業者	—	—	×	* 流通業者			輸入合板

(注) ○は証明書が確認されたもの ×は証明書が確認されなかったもの *は合法木材供給認定事業者

(4) 海外の検証調査

ア. 対象地域

平成19年度の検証調査の海外調査については、対象地域をガイドラインに基づく輸入実績があり相手側の協力が得られる地域を基準に検討した。その結果18年度の国際セミナー「違法伐採対策推進国際セミナー2007in東京—日本の木材調達政策に対する世界の対応—」(2007年2月)で報告のあった7地域のうち輸出実績のある①インドネシア (Hadi Daryant 林業省生産管理総局総務局長、BRIK)、②マレーシアサラワク州 (Datu Hadi Len Talif Salleh サラワク木材産業開発公社(STIDC)会長、STIDC木材証明システム) の2つの地域を対象とすることとした。

イ. 調査の内容

平成19年12月に行われた国際セミナー「違法伐採対策推進国際セミナー2007 II in横浜—信頼性と普及可能性のある合法木材証明システムを求めて—」の際に、インドネシア、BRIKジャンセン・タケタシック、ジミー・プルウォネゴロ及びマレーシアSTIDCムハマド・ヒンリ・アブドゥラーが報告し、議論が行われた。その結果、以下のような結論に至った。

(インドネシア)

インドネシアについては、BRIKの信頼性については議論が分かれるところであるが、違法伐採問題に正面から取り組んでいるインドネシア政府が関与して、現時点では対外的な合法性証明のシステムとして機能していると判断される。しかしながら、最終加工産業より上流のサプライチェーンにおける木材移動の整合性についてBRIKにおいては確認されてない部分もあることから、合法性を担保する範囲には限界があることに留意する必要がある。

(マレーシアサラワク州)

STIDCのCoCシステムをはじめとしたサラワク州の木材管理システムは、輸出物件についてその起源を小班単位までたどれるトレーサビリティを確保することができている。このシステムの上に構築されている合法性証明システムは概ね信頼できるといえる。

サラワク州では少数民族と政府の間で土地の管理権限を巡る紛争がおきており、持続可能性という尺度で考えた場合問題が残っている。また、インドネシア-マレーシア間国境沿いの密輸も依然続いている。制度の信頼性向上のためにも引き続き注意を払っておく必要がある。

第5章 合法性・持続可能性証明システム普及・啓発事業

1. 合法木材供給体制の概況

(合法木材供給体制の現状)

平成18年度から木材業界が取り組んでいる合法木材供給の取組は、平成20年3月10日現在133の認定団体が約7,000の事業体を合法木材供給事業者として認定しており(表5-1参照)、すべての都道府県において合法木材が調達可能な状況になっている。

なお、平成18年度の合法木材の取扱実績は表5-2のとおりで、本合法木材証明システムの取組みが始まった初年度であり、合法木材の取扱は10月以降本格化したため、合法性等の証明されたものの割合は低い状況であった。

環境省の平成18年度特定調達品目調達実績の概要などによると、政府調達窓口などへのPR・普及活動が重要な課題となっていること、供給側も迅速円滑な対応が必ずしもできていないとの報告がされている。

表5-1 合法木材供給事業者認定団体及び認定事業者数

平成20年3月10日現在

団体区分	認定団体数	認定事業者数
中央団体	19	1,347
地方団体	114	5,633
計	133	6,980

(注) 林業・木材団体で「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月、林野庁)」に基づいて合法木材供給事業者の認定を行っている木材組合、森林組合、素材生産、木材チップ生産、木材流通等の団体及び各団体が認定した事業者数を計上

(平成19年度事業の位置づけ)

2年目の平成19年度違法伐採総合対策推進事業は、業界団体認定による供給システムの体制作りが一定程度進んだことから、需要側に対する普及啓発を行い合法木材製品の調達を促すとともに、供給側に対しては合法木材製品の信頼性が確保されるよう認定団体および認定事業者の責任者などを対象とした研修を実施するなど体制の更なる整備を行った。

また、合法木材の供給及び調達（利用）の促進を図るため、木材製品等の供給に関する国内の業界団体及び事業者及び木材製品等の利用に関する行政機関、業界団体及び事業者、消費者団体、並びに海外の木材輸出関係者等幅広い関係者を対象として普及・啓発活動を行った。

**表5-2 平成18年度合法性・持続可能性の証明された
木材・木製品の取扱実績報告（認定団体総合計）
期間（平成18年4月1日～平成19年3月31日）**

業種	木材・木製品 の取扱量 (総数)	うち合法性等 の証明された もの	割合 B/A	認定事業体数	
	A	B			
	千m ³	千m ³			
素材生産	(国内)	2,278	906	0.40	423
素材流通	(国内注)	5,777	951	0.16	168
木材加工	(国内注)	8,180	1,630	0.20	1,183
木材流通	(国内注)	2,308	167	0.07	448
その他	(国内注)	117	27	0.23	8
素材流通	(輸入)	6,479	578	0.09	14
木材流通	(輸入)	8,023	200	0.02	23

(注)1. 社団法人全国木材組合連合会の要請に基づいて実績報告を提出した61認定

団体2,267認定事業体の数値を集計したもの(平成19年9月調査)

2. 国内注：国内における流通加工業にかかるもので一部輸入材も含む

2. 国内の供給者への普及啓発

（1）研修会の開催

業界認定システムにより供給される合法木材製品の信頼性を確保するため、認定団体および認定事業者の責任者などを対象とした研修を実施した。

平成19年6月6、7日 認定団体の責任者を対象に合法木材供給事業者認定団体研修(東京：全国木材組合連合会主催)を実施、受講者112団体(うち認定団体106団体)、127名が受講し、認定団体の8割余の団体が受講した。

また、認定事業者の分別管理者・文書管理者を対象とした合法木材供給事業者研修は平成19年6月～20年3月に中央及び都道府県の認定団体が実施した。研修実施団体は90団体、研修回数は185回、約4,200名が受講し

た。(図5-1、表5-3参照)

図5-1 平成19年度合法木材供給事業者認定団体
・認定事業体研修実施状況

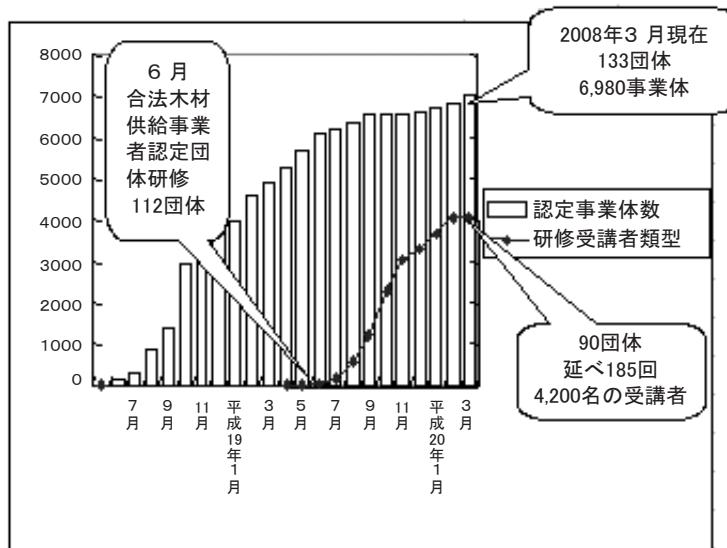


表5-3 平成19年度 合法木材供給事業者認定団体等研修実行状況

研修名	開催時期	主催	研修実行状況
① 合法木材供給事業者認定団体研修	平成19年6月 (場所: 東京)	全木連	受講者 112団体 (うち認定団体106) 受講証明書発給者 127名
② 合法木材供給事業者研修	平成19年6月～20年3月	認定団体 (中央団体及び地方団体)	実行団体90団体、延べ185回 受講者 約4,200名 受講証明書発給者 約2,700名

(2) 事業者研修用テキスト等の作成・配布

実効性のある実施ができるよう、事業者研修用のテキスト及び副資料「違法伐採問題に関する資料」を各々8千部作成し認定団体、認定事業体に配布した。

また、事業者研修用のテキストをパワーポイントデータとしたCDを100部作成し、研修実施主体となる認定団体に配布した。

3. 需要・調達側への普及啓発

需要・調達側に対して、国、地方自治体、企業、業界団体、一般消費者などを対象とした合法木材PRパンフレットの作成・配布、新聞等への広告、エコプロダクツ展など商品フェアへの出展、各種セミナーの開催、合法木材製品の紹介用ホームページの作成、合法木材推進マークの制定などを通して、合法木材製品の普及を図った。

(1) パンフレットの作成・配布

- ① 政府出先機関、地方自治体、企業の調達担当者、一般消費者向けパンフレット（「合法木材は地球を守る第一歩」に合法木材推進マークを掲載）を90千部作成し、認定団体、認定事業体に配布し、政府出先機関、地方自治体等に対して合法木材PR用ポスターの配布と併せた普及活動を実施した。
- ② 認定事業者に対し、合法木材製品紹介用ページへの掲載を案内するパンフレット17千部作成・配布した。

(2) ポスターの作成

違法伐採対策の重要性をPRし、合法木材・木材製品の普及及び購入を推進するため、合法木材推進マークの掲載されたポスターを15千部作成し、認定団体を通じ認定事業体、政府出先機関（官公庁出先機関）、地方自治体（都道府県、市町村）、土木、建設会社等企業、流通業者等に配布し掲示を依頼するなど普及活動を実施した。



(3) 合法木材製品事例紹介用ホームページの開設

合法木材製品供給事業者が需要調達者、消費者に対し、合法性の証明された木材の入手先情報を提供し、同製品の直接PRをするために、合法木材ナビ上に合法木材製品紹介用ページを開設した。

平成20年3月末現在登録仮申込み者61社、うち本申込み者23社、うち掲載事業体11社

(4) 商品フェアでの展示

昨年に引き続きDIY展、エコプロダクツ展など建材・環境製品等の商品フェアの場で、合法性等証明システムの普及と合法木材製品等の利用促進のための展示を行った。

① 8月24～26日 DIY ホームセンターショウ

違法伐採総合対策推進協議会（事務局：（社）全国木材組合連合会）では、平成19年8月23日（木）～25日（土）に幕張メッセ国際展示場で開催されたDIYホームセンターショウ2007（主催：社団法人 日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会）に出演した。

当協議会のブースでは、違法伐採問題、業界団体による合法性の証明方法等をパネル、パンフレット、映像放映等で紹介し、合法木材供給事業者分布地図の展示、アンケート等を実施した。

DIYショウの出展者、来場者に対して、短期間に約6,100の業界関係者が合法木材の供給に協力する体制ができたことをPRし、DIYショウの合法木材コーナーで合法木材が取引されることの重要性を訴えた。

DIYショウには、当団体を含む約490団体・企業が出展し、会期中は延べ84千人の入場者があり、当ブースにも多く来場者が訪れた。



② 12月13～15日 エコプロダクト2007展

違法伐採総合対策推進協議会（事務局全国木材組合連合会）は、平成19年12月13～15日に東京ビッグサイトで開催されたエコプロダクト2007（主催：（社）産業環境管理協会、日本経済新聞社）に出展した。

当協議会では4ブースを設け、パネル展示、画像放映、合法木材供給事業者分布地図、パンフレット等による説明を行うとともに、合法木材を原料とした製品の展示を行った。

また、違法伐採対策の重要性等をPRし、合法木材の証明システム及び合法木材製品を普及するためアンケートの実施、さらに合法木材推進マークおよび合法木材製品の普及のためのポスターのデザイン選考の一環としてデザインコンテストも行った。

エコプロダクト2007はグリーン購入調達に関する展示会としてはわが国最大のものであり、会期中は延べ16万5千人と昨年を上回る入場者があり、当ブースにも多くの来場者が訪れた。



違法伐採総合対策推進協議会のパネル、合法木材製品等の展示ブース（4小間）の全景



合法木材推進マークおよび合法木材製品の普及のためのポスターのデザインコンテストの模様



来場者への説明

(5) 合法木材推進マークの制定

合法木材を証明する取組を普及するため合法木材マークを作成し
① 合法木材の証明システム及び合法木材・同製品のPR、② 合法木材・同製品の供給事業体の表示に使用することとした。(平成20年3月末現在商標権を有する全国木材組合連合会との覚書締結認定団体数40、合法木材推進マーク使用承認数29)

なお、合法木材・同製品(主として家具・文具類など最終消費物品)の表示への使用については別途検討することとしている。



合法木材推進マーク

(6) 新聞への広告掲載

違法伐採対策、合法木材供給への取組み、認定事業者研修の開催、合法木材製品の利用促進等について、木材業界専門紙に広告を7回掲載し、違法伐採問題、合法木材証明システム、合法木材製品の利用について普及啓発を行った。

The advertisement features a large speech bubble at the top left asking, "合法木材はどこで売っているの?" (Where can I buy legal wood?). To its right, another speech bubble says, "こんな疑問に答えます!" (We answer such questions!). On the right side, there's an illustration of two men in business attire looking at a computer screen. A callout arrow points from the text "製品の問い合わせはメールで来ます。" (Please inquire via email) to the computer screen. Below this, a large headline reads "合法木材ナビ があなたの会社の合法木材製品を紹介。" (Goho Wood Navigation introduces your company's legal wood products). To the right of the headline is a circular icon with the text "掲載料無料" (Free publication fee). At the bottom left, there's a screenshot of the Goho Wood Navigation website showing various product categories. At the very bottom, the text "(社)全国木材組合連合会・違法伐採総合対策推進協議会" (General Federation of Japanese Lumber Associations - Comprehensive Strategy for Combating Illegal Logging Promotion Council) is displayed, along with contact information: お問い合わせ先 合法木材ナビ サポート (ユニインターネット内) TEL: 03-5876-4630 FAX: 03-6219-8037 E-mail: support@goho-wood.jp

木材業界紙に掲載した広告の例

4. 国際セミナーの開催

(1) 違法伐採総合対策推進国際セミナー2007Ⅱ in 横浜 2007の開催

(社) 全国木材組合連合会は、信頼性と普及可能性(Credibility and Distirbutability)の二つをキーワードとし第2回国際セミナーである「違法伐採総合対策推進国際セミナー2007Ⅱ in 横浜 2007－信頼性と普及可能性のある合法木材証明システムを求めて－」を12月3,4日にパシフィコ横浜で開催した。

セミナーには、若林農林水産大臣をはじめ、フィンランド、米国、カナダ、インドネシア、マレーシア、中国、英国などの木材貿易関係者、国際林業研究センターの研究者などの海外からのゲストを含めて、内外から200名が参加し、以下のテーマに基づき熱心な討議が行われた。

A. 合法性持続可能性を証明する輸出国の取組

座長 東京大学大学院農学生命科学研究科 永田 信

B. 日本市場における合法性・持続可能性を証明した木材の調達と販売促進

座長 国際環境NGO Foe Japan 副代表理事 岡崎 時春

C. パネルディスカッション

北海道洞爺湖サミットに向けた世界と日本の合法木材調達への取組－

信頼性と普及可能性のある合法木材証明システムを求めて－

大会実行委員会 座長 荒谷 明日兒



セミナーの討議を踏まえて、セミナー実行委員会は「信頼性と普及可能性のある合法木材(Goho-wood)証明システムを求めて」と題して、サマリーステートメントを発表した。(52~53ページ参照)

(2) サブ会場（小セミナー、ポスターセッション、展示会場）

国際セミナーのサブ会場の一画に小セミナー会場とポスターセッション会場及び展示会場を設けた。

小セミナー会場では、メイン会場の休憩時間を利用して海外の木材貿易関係者等から違法伐採対策、合法木材に関する取組についての報告を行う小セミナーを開催した。英国、インドネシア、マレーシア、中国からの報告があり、また、インドネシア、マレーシアについては検証調査に関連した報告もあり、内外から多く参加者が出席して行われた。

また、サブ会場の一画にポスターセッション会場及び展示場を設けた。

ポスターセッション会場では、セミナーの報告者がポスターや報告に関連した資料を掲示して、より具体的な説明を行った。（ポスター展示者：日本への木材輸出国 7カ国 9団体・企業・政府機関）

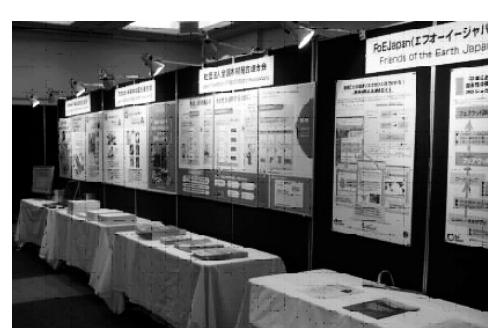
展示会場では違法伐採対策、合法木材証明等に関するパネル、合法木材製品等の展示を行った。（展示者：14団体・企業・研究機関）



小セミナー会場でのセミナーの実施状況



ポスターセッション会場での説明状況



展示会場での合法木材製品、パネル等の展示

違法伐採対策推進国際セミナー2007Ⅱ in 横浜

—信頼性と普及可能性のある合法木材証明システムを求めて—

サマリーステートメント

2007年12月4日

日本国政府は、2006年度から合法性・持続可能性が証明された木材（以下Goho-woodという）を購入する政策を導入し、林野庁は「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下ガイドラインという）を発表した。これに対応し日本の木材業界は、「ガイドライン」に基づきGoho-woodを供給し普及する活動を行っている。その一環として、本年2月に「違法伐採対策推進国際セミナー2007 in 東京」を開催し、「Goho-wood証明システムのネットワークを作ろう」との呼びかけを行った。そして今回、「違法伐採対策推進国際セミナー2007 Ⅱ in 横浜」において、国内外から200名の参加者により、これまでの経験に基づき熱心な討議が行われた。

今回の国際セミナーは、木材輸出国におけるGoho-woodの供給の取組を日本に紹介するとともに、日本におけるGoho-woodの販売促進の取組を国内外に紹介し、今後の課題と展望を検討した。

本セミナーにおいては次のような議論が行われた。

- 違法伐採問題への取組が、地球規模での持続可能な森林経営を実現する重要な一歩であることを認識し、
- この問題で重要な位置にある日本の調達政策の実践と他国での同様な政策の経験を踏まえ、
- 来年日本で開催されるG8北海道洞爺湖サミットが、この問題の国際的な討議の場になることを期待し、
- 今後のGoho-wood調達促進を通じた違法伐採問題への取組に向けて努力する。これらの議論を踏まえて、本セミナー実行委員会は、以下のメッセージを発信する。

1. 木材需要の8割を海外に依存する日本において、すべての木材・木材製品を対象とするGoho-woodの取引を拡大することは、国際的な違法伐採問題の解決と、持続可能な森林経営に向けた取組として、極めて大きな影響力を持つ。

2. 「ガイドライン」を契機に日本の木材業界が作ったGoho-woodの供給に対

する認定制度は、効率的で普及可能なシステムとして注目される。Goho-woodの供給を核としたこの制度が、需要者から信頼され、さらなる国際的評価を得るために、木材業界は、森林の持続可能性の証明をより重視し、企業として一層の社会的責任（CSR）を果たしていくことが期待される。

3. 違法伐採対策への取組を強化するには、効率的で普及可能な、かつ信頼性のあるGoho-woodの供給の連鎖を確立することが大切である。この連鎖の確立は公共調達から、企業の社会的責任としての調達、個人消費者の調達へと発展させる基盤となる。日本のガイドラインと木材業界の取組は、各国におけるGoho-woodの生産と消費を促すものになる。
4. 消費国におけるGoho-woodの利用を定着させるためには、供給の連鎖についての信頼性の確保が不可欠である。合法性・持続可能性に関するより包括的・実用的な基準、証明システムの信頼性を担保する仕組みに関する今回のセミナーでの議論は、今後の検討に有益な示唆を与えるものである。
5. 2008年の洞爺湖サミットに向けた議論に貢献するため、我々は次のように提言する。
 - 1) 日本と同様の政府調達方針を持つ国々と協力し、供給国側の証明コストを低減し、Goho-woodの貿易を促進することが重要である。さらに、政府調達方針の信頼性を付与するため第三者機関の役割に注目する必要がある。
 - 2) 木材貿易のグローバル化に対応し、生産国と消費国は合法性と持続可能性の証明を一層進め、合法性と持続可能性が証明されていない木材の流通拡大を防ぎ、持続可能な森林経営を促進させる必要がある。
6. こうした取組の促進には、Goho-wood証明システムのネットワークを維持し、国際的協調の輪を広げていくことが重要である。

違法伐採対策推進国際セミナー2007Ⅱ in 横浜実行委員会

違法伐採対策推進国際セミナー2007Ⅱ in横浜
－信頼性と普及可能性のある合法木材証明システムを求めて－
全体プログラム

場所 パシフィコ横浜			
	メイン会場	サブ会場(小セミナー、ポスター、展示会場)	
		小セミナー会場	一般展示、ポスター
3日	1000-1145 全体会議 1000-1010 主催者挨拶 (違法伐採総合対策推進協議会代表 東京大学名誉教授 大熊幹章) 1010-1020 来賓挨拶 (農林水産大臣 若林正俊) 1020-1030 来賓挨拶・紹介 1030-1120 基調報告 「違法伐採問題に関する木材産業の現在の取組と将来の課題」 国際林業研究機関CIFOR 客員研究員 クリストフ・オビジンスキイ 1120-1145 会議の構成と運営について (大会実行委員会 座長 新潟大学農学部教授 荒谷明日兒)		海外の取組国ごとに小さなブース 合法木材製品に関する展示 その他日本の取組に関する展示
	1145-1330 休憩	小セミナー A-4 1300-1325 欧州・英国の木材業界の取組 英国木材貿易連盟 アンディ・ロビー	
	1330-1700 セッションA 合法性・持続可能性を証明する輸出国の取組み 座長 東京大学大学院農学生命科学研究所 教授 永田 信 1330-1420 A-1 違法伐採に対するストラエンソ社の戦略 ストラエンソ社 持続可能木材供給担当広報官 ピルジェッタ・ソイケリ 1420-1510 A-2 持続可能な森林経営と違法伐採 カナダにおける展望 カナダ林産物協会 持続可能森林管理部長 マーク・ハバート 1510-1540 休憩		

	1540-1630	A-3 違法伐採、貿易と広葉樹業界 米国広葉樹輸出協会 会長 ピーター・キング		
	1630-1640	ま と め		
	1645-1745		Goho-wood 小セミナー A-5 1645-1715 インドネシア インドネシア林業省生産総局林産物管理 マーケッティング局産業執行部長 ジャンセン・タケタシック	
			A-6 1715-1745 マレーシア サラワク木材産業振興協会保護及び執行担当 部長 ムハマド・ヒンリ・アブドゥラー	
	1830-2000			
4日	0900-1200	セッションB 日本市場における合法性・持続可能性を証明した木材の調達と販売促進 座長 国際環境NGO FoE Japan 副代表理事 岡崎時春		海外の取組国ごとに小さなブース 合法木材製品に関する展示
	0940-1010	B-1 日本の合法木材調達実績とホームページを利用した合法木材供給体制整備の推進について 全国木材組合連合会 情報課長 加藤正彦		その他日本の取組に関する展示
	1010-1040	B-2 「日本における、認証された熱帯木材及び合法性の証明された熱帯木材の需要開拓の取組」のプロジェクトの取組と展望 FoE ジャパン、森林プログラムスタッフ 三柴淳一		
	1040-1100	B-3 合法木材調達と住宅産業の取組（1） 住友林業の木材調達方針 住友林業 山林環境本部 環境経営部 チームマネージャー 本間健郎		
	1100-1120	B-4 合法木材調達と住宅産業の取組（2） 積水ハウスの木材調達方針 積水ハウス 環境推進部主任 木戸一成		
	1120-1140	B-5 家具業界の違法伐採問題への取組 全国家具工業連合会 専務理事 橋本久幸		

	1140-1200	質 疑		
	1200-1330	休 憩	Goho-wood 小セミナー A-7 1205-1235 中国 中国木材流通協会 会長 朱光前	
	1330-1600	セッションC パネルディスカッション 北海道洞爺湖サミットに向けた世界と日本の合法木材調達への取組—信頼性と普及可能性のある合法木材証明システムを求めて 大会実行委員会 座長 荒谷明日兒 (報 告) C-1 「世界の違法伐採に対する政府の調達政策と日本の取組への期待—EU加盟国と日本の政策との比較分析」 IGES 森林保存プロジェクト研究員 フェデリッコ・ロペス=カセーロ C-2 「違法伐採問題に対する日本の取組と信頼性、普及可能性のある合法木材取引の展望」 林野庁 木材貿易対策室長 森田一行 (討 議) コメントーター フェデリッコ・ロペス=カセーロ 森田 一行 アンディ・ロビー (英国木材貿易連盟 企業社会的責任担当顧問) スティーブン・ジョンソン (国際熱帯木材機関 市場担当専門官) フロア討議 1550-1600 サマリーステートメント朗読 承認		

[資 料 編]

- 平成19年度違法伐採総合対策推進事業の進め方について 5 9
- 平成19年度合法性・持続可能性証明木材供給事例調査実施要領 6 4
- 平成19年度合法性・持続可能性証明システム検証事業実施要領 6 7
- 平成19年度合法性・持続可能性証明システム普及事業実施要領 6 9

19全木連発第52号
平成19年6月6日

平成19年度違法伐採総合対策推進事業の進め方について

1 基本的な考え方

本事業では、①協議会の設置、②合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業、③合法性・持続可能性証明システム検証事業、④合法性・持続可能性証明システム普及・啓発事業の各事業を行ってきたところであるが、2年目となる平成19年度は、業界団体認定による供給システムの器作りが一定程度進んだことから、需要側に対する普及啓発を行い合法木材製品の調達を促すとともに、供給側に対しては合法木材製品の信頼性が確保されるよう体制の更なる整備を図ることとする。

また、平成20年6月の北海道洞爺湖サミットでは違法伐採問題が取り上げられる見通しにあることから、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明に係る各国の取組状況を調査し、証明方法（ガイドライン）のあり方について検討を深めることとする。

2 合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業

（1）事業の目的

需要側と供給側の連携等に基づく先進的な取組事例、主要木材輸出国の森林伐採に係る法規制等について調査を行うこととする。

（2）事業の実施方向

国内事例調査として、合法性等が証明された木材を調達方針に掲げる企業や業界団体等の先進事例および各県で実施している地域材（県産材）認定制度について、合法木材証明制度の信頼性、持続可能性の証明方法などガイドラインとの関係において調査を行う。その際、調査箇所の選定過程では業界団体とのセミナーを行い、調査結果についても報告会を行うなど、4の普及事業と連携を取りながら実施する。

海外事例調査として、平成18年度の国際セミナー2007の蓄積を踏まえ、広く海外の企業による合法木材の供給事例を収集する。また、海外企業による先進的な取組事例や貿易相手国における証明制度（検討中も含む）について、合法木材証明制度の信頼性、持続可能性の証明方法などガイドラインとの関係において調査を行う。更に、調査対象地域で小規模なセミナーを行うなど、4の普及事業との連携をはかる。

(3) ワーキンググループ

当該事業の実施を効果的に行うため別紙1のメンバーによるワーキンググループを設置し、その助言を受けて実施する。

3 合法性・持続可能性証明システム検証事業

(1) 事業の目的

各業界団体による制度運営について調査・検証を行い、その実効性や問題点を明らかにする。

(2) 事業の実施方向

平成18年度の供給側アンケート調査を踏まえ、本年度は需要者側に対するアンケート調査を実施するとともに、10事例程度の合法木材調達のトレーサビリティと国内10地域程度の業界団体による取組を調査する。

また、昨年度の国際セミナーで報告された海外の事例2カ所程度を調査することとする。更に、合法木材供給認定事業者研修の機会を活用するなど、4の普及事業との連携を図る。

(3) ワーキンググループ

当該事業の実施を効果的に行うため別紙1のメンバーによるワーキンググループを設置し、その助言を受けて実施する。

4 合法性・持続可能性証明システム普及事業

(1) 事業の目的

合法木材の供給及び調達（利用）の促進を図るため主要国サミットでの違法伐採の取組などを踏まえ、地方公共団体、森林所有者、木材関連業界、消費者団体、一般消費者及び諸外国等に対する普及・啓発活動を実施する。

(2) 事業の実施方向

需要・調達側に対して、国、地方自治体、企業、業界団体、一般消費者などを対象とした合法木材PRパンフレットを作成・配布するほか、新聞等への広告、エコプロダクツ展などへの出展、各種セミナーの開催、合法木材製品の紹介用ホームページを作成、合法木材マークの検討などを通じて、合法木材製品の普及を図る。

国内の供給側に対しては、業界認定システムにより供給される合法木材製品の信頼性を確保するため、認定団体および認定事業者の責任者などを対象とした研修を実施する。

産地国の供給サイドに対しては、違法伐採対策推進国際セミナー2007 in東京の「合法木材（Goho-wood）は地球を守る第一歩、国際セミナーを

きっかけとしてGoho-wood認証システムのネットワークを作ろう」のい
う呼びかけを踏まえ、合法木材ナビ上に世界中の合法性等を証明するシス
テムの情報交換をする場を作り、信頼性と普及可能性(Credibility and
Distributability)の二つをキーワードとした合法木材等証明システムの普
及のための国際セミナーを開催する。

(3) ワーキンググループ

当該事業の実施を効果的に行うため別紙2のメンバーによるワーキング
グループを設置し、その助言を受けて実施する。

別紙1

合法性・持続可能性証明木材供給事例調査・システム検証事業WG名簿

平成19年6月

(五十音順)

氏名	所属・役職
荒 谷 明日兒	新潟大学農学部 (教 授)
大 橋 泰 啓	日本木材輸入協会 (専務理事)
柿 澤 宏 昭	北海道大学大学院農学研究院 (教 授)
桑 山 公 一	全国森林組合連合会 (林政課長)
小 浜 崇 宏	熱帶林行動ネットワーク (事務局次長)
藤 間 剛	(独) 森林総合研究所 (国際研究推進室長)
橋 本 務 太	WWF ジャパン (森林担当)
渡 辺 光 一	日本製紙連合会 (林材部長)
計 8名	
事 務 局	
尾 蔭 春 雄	
藤 原 敬	
久 田 卓 興	(社) 全国木材組合連合会
上 杉 高	
加 藤 正 彦	

別紙2

合法性・持続可能性証明システム普及事業WG名簿

平成19年6月

(五十音順)

氏名	所属・役職
荒谷明日兒	新潟大学農学部 (教 授)
大石美奈子	(社) 日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント協会
桑山公一	全国森林組合連合会 (林政課長)
坂本有希	(財) 地球・人間環境フォーラム (フェアウッド・キャンペーン担当)
中川敏	日本木造住宅産業協会 (資材・流通部長)
中澤健一	国際環境N G O F o E ジャパン (森林担当)
野村義清	日本建設業団体連合会 (グリーン調達促進WG委員)
橋本久幸	全国家具工業連合会 (専務理事)
渡辺光一	日本製紙連合会 (林材部長)
計 9名	
事務局	
藤原敬	
上杉高	
細貝一則	(社) 全国木材組合連合会
加藤正彦	

19全木連発第102号
平成19年7月4日

平成19年度合法性・持続可能性証明木材供給事例調査実施要領

1. 事業の目的

我が国の合法木材の供給体制整備に資するため、需要側と供給側の連携等に基づく先進的な取組事例、主要木材輸出国の森林伐採に係る法規制等について調査を行うこととする。

2. 事業内容

- (1) 国内事例調査として、合法性等が証明された木材を調達方針に掲げる企業や業界団体等の先進事例および各県で実施している地域材（県産材）認定制度について、合法木材証明制度の信頼性、持続可能性の証明方法などガイドラインとの関係において調査を行う。その際、調査箇所の選定過程では業界団体とのセミナーを行い、調査結果についても報告会を行うなど、普及事業と連携を取りながら実施する。
- (2) 海外事例調査の一環として、平成18年度の国際セミナー2007の蓄積を踏まえ、広く海外の企業による合法木材の供給事例を収集する。
- (3) 海外事例調査として、海外企業による先進的な取組事例や貿易相手国における証明制度（検討中も含む）について、合法木材証明制度の信頼性、持続可能性の証明方法などガイドラインとの関係において調査を行う。更に、調査対象地域で小規模なセミナーを行うなど、普及事業との連携をはかる。

3. 調査課題と実施体制

(1) 国内調査

1) 調査課題

① 先進事例調査

平成18年度の事例調査の結果を踏まえ、川下業界団体（住宅・文具・家具・印刷業など）構成員に対するアンケート調査を実施するとともに聞き取り調査を行い、合法木材の先進事例（調達方法、製品の表示・販売方法等）を取りまとめ広く紹介する。

② 県産材認証制度等に関する調査

地域産材利用推進に係る県産材認定制度等と、木材の合法性証明制度

の立ち上げとの関連に関する調査に関する、聞き取り調査を行う。

2) 調査体制

上記調査の一部を、全国木材検査・研究協会に委託して実施する。

3) 調査結果の活用

調査結果に基づき報告書を作成するとともに合法木材ナビ上に公表する。

また、セミナー、研修会などに活用する。

(2) 海外合法木材等事例収集調査

海外事例調査の一環として、平成18年度の国際セミナー2007の蓄積を踏まえ、広く海外の企業及び団体等に対して、日本に合法木材を供給している事例（計画中も含む）の提供を求め、分析検討結果を含めて公表する。

1) 実施方法

日本に対して合法性を証明して木材・木材製品を輸出している業者・団体に対して、国際セミナーで作成した統一した様式に基づき情報提供を求める

合法木材ナビ上及び今年12月に予定されている国際セミナーで公表する機会を設ける

セミナー実行委員会の技術顧問をベースにした管理委員会で募集要領・公表要領等を確定する

2) 実施体制

専門調査員を活用

(3) 海外現地調査

重要性、緊急性の高い主要木材輸出国の木材生産・流通・輸出の実態と合法性証明のための制度の実態を調査するとともに、その過程で関係者に対して我が国のガイドラインについての認識を広める。

1) 調査対象国

① ロシア（シベリア地区）

シベリア地区の木材加工流通実態の解明と木材輸出の現状把握に努める。また、我が国のガイドラインについての認識を広めるとともに、業界による合法性証明のための仕組み作りの現状を調査する。

② インドネシア・マレーシア

国際セミナー2007で報告された内容を基に、最近の情勢について分析を行う。また、我が国のガイドラインについての理解を広めるととも

に、合法木材の供給可能性について引き続き検討し、問題点について整理する。

③ 中 国

輸入原料に基づく中国木材製品が我が国に多量に輸出されている現状を踏まえ、中国産木材製品の流通経路や原産地等について調査し、我が国のガイドラインに基づき合法性が証明された木材製品の輸出の可能性を明らかにするとともに、我が国のガイドラインについての認識を広める。

2) 調査課題

① 違法伐採に関する当該地域の背景

木材加工、輸出等関連法規に関する調査／森林資源、木材生産基盤及び木材貿易の実態調査／木材加工業の現状と原木調達、製品販売、輸出実態に関する調査

② わが国の合法性証明制度に対する対応

違法伐採問題への行政の対応、NGO、消費者等の取組み／わが国の合法性証明制度に対する関係者の認識／合法性証明システムの現状、同輸出実績

③ 合法木材供給に対する今後の展望

3) 小セミナーの開催

調査の過程で関係者を集め、調査の趣旨及びわが国ガイドラインの説明を行い、意見交換をする機会を設ける

4) 調査体制

主要木材輸出国調査は、現地事情に精通した者の協力を得るため、WGの指導のもと、それぞれ一部を以下の機関に委託して実施する。

ロシア：NPO 法人FOE ジャパン

インドネシア・マレーシア：（財）地球・人間環境フォーラム

中 国：木材利用推進中央協議会

5) 調査結果の活用

調査結果に基づき報告書を作成するとともに合法木材ナビ上に公表する。

また、セミナー、研修会などに活用する。

19全木連発第103号
平成19年7月4日

平成19年度合法性・持続可能性証明システム検証事業実施要領

1. 目的

合法木材供給事業者の認定に関する業界団体の自主的取組みについて消費者の信頼性を確保し、政府等の木材・木製品の調達担当者の理解を促進するため、制度運営について調査検証を行い、その実効性や問題点を明らかにする。

2. 事業内容

業界団体の合法性証明システムにおける事業体認定や合法木材供給の開始が行われてきている中で、合法木材の調達システム、地域における全体の木材流通における認定事業体の合法木材取扱い体制整備状況、国、地方公共団体の建築工事等で使用した合法木材の追跡調査を実施する。

(1) 合法木材調達国内調査

ア 国、地方公共団体の合法木材の優先的購入・使用に関する理解、取組み方針、実施結果などについて調査を実施する。調査方法は、アンケートのほか各都道府県で数箇所程度を聞き取り調査を行い、需要者側からの合法木材の利用・供給の問題点を明らかにする。

イ 調査は平成19年8～11月に実施。調査体制は都道府県木連の協力を得つつ、専門調査員で実施。

(2) 認定事業検証国内調査

ア 需要側が合法木材を調達するまでの供給側の課題解決のため、地域内の合法木材供給体制の状況、改善点等を調査するとともに、合法木材の供給を開始した優良事業体の販売・経営方針や調達の実態、納入取引先との連携体制、合法木材証明システムの問題点等を調査する。調査対象地域は全国10地域程度とする。

イ 建築工事、家具等合法木材調達を行った国、都道府県、地方公共団体の機関を対象として、発注の方法・仕様、木材納入に係る合法証明の流れ等を調査する。調査対象地域は全国で20地域程度とする。

(3) 海外調査

ア 事例調査の3の(2)の結果を踏まえ、検証調査の必要性、妥当性等を総合的に判断し、平成19年10月頃までに調査対象を2カ所程度選定する。調査時期は平成19年10月～19年12月現地調査

イ 各地域において、以下の点について調査を行う。

- ① 当該地域の森林経営と木材を巡るグリーン購入（背景となる情報）
当該地域の森林法の施行と強化および森林経営の現状の一般的評価
／木材を巡るグリーン購入動向とその対応
- ② 日本のガイドラインと証明書の関係
証明書の概要／伐採時点の合法性をチェックする仕組み／持続可能性をチェックする仕組み／分別管理の仕組み
- ③ 今後の課題と展望
現在の証明書のシステムの問題点と今後の改善すべき課題

19全木連発第104号
平成19年7月4日

平成19年度合法性・持続可能性証明システム普及事業実施要領

1. 事業の目的

合法木材の供給及び調達（利用）の促進を図るため主要国サミットでの違法伐採の取組などを踏まえ、地方公共団体、森林所有者、木材関連業界、消費者団体、一般消費者及び諸外国等に対する普及・啓発活動を実施する。

2. 事業の実施方向

（1）普及・啓発の対象

違法伐採対策の効果的な実施という観点から、木材製品等の利用に係する行政機関、業界団体及び事業者、並びに消費者団体及び消費者、木材製品等の供給に係する国内の業界団体及び事業者（森林所有者を含む）並びに海外の木材輸出関係者、等、幅広い関係者を対象として普及・啓発活動を行う。

（2）普及・啓発の方向

需要・調達側に対して、国、地方自治体、企業、業界団体、一般消費者などを対象とした合法木材PRパンフレットを作成・配布するほか、新聞等への広告、エコプロダクツ展などへの出展、各種セミナーの開催、合法木材製品の紹介用ホームページを作成、合法木材マークの検討などを通じて、持続可能な森林管理の重要性と違法伐採問題への取組の認識を広め、合法木材等が証明された木材・木材製品の普及を図る。

国内の供給側に対しては、業界認定システムにより供給される合法木材製品の信頼性を確保するため、認定団体および認定事業者の責任者などを対象とした研修を実施する。

産地国側に対しては、違法伐採対策推進国際セミナー2007 in東京の「合法木材（Goho-wood）は地球を守る第一歩、国際セミナーをきっかけとしてGoho-wood証明システムのネットワークを作ろう」のいう呼びかけを踏まえ、合法木材ナビ上に世界中の合法性等を証明するシステムの情報交換をする場を作り、信頼性と普及可能性（Credibility and Distributability）の二つをキーワードとした合法木材等証明システムの普及のための国際セミナーを開催する。

3. 具体的な事業内容

(1) 需要・調達側への普及啓発

ア 合法木材製品普及用のパンフレットなどの作成配布

合法木材製品の購入調達を推進するため、国、地方自治体、企業、住宅・木材製品業界団体、ホームセンターDIY関係者、一般消費者を対象としたパンフレットを作成し、セミナー、展示会などあらゆる機会を通じて配布を行う。検証事業の実施過程などを通じて需要先へのPRを行う。

イ 商品フェアなどの展示

昨年に引き続きエコプロダクツ展など建材・環境製品に関するフェアのほか、幅広く環境展・消費者展などを活用し、合法性等証明システムの内容と合法木材製品等の利用促進に向けた展示を行う。

ウ 業界団体小セミナーの開催

文具・家具・住宅など川下の関係団体の会合の際に、合法木材製品に対する理解を広めるための小セミナーを行う。

エ 合法木材製品紹介用ホームページの普及

合法木材製品供給事業者が需要調達者、消費者に同製品を直接PRするツールとして昨年度の事業で構築した合法木材ナビ上の表記ページを普及し、掲載内容の充実を図る。

同ページに製品を掲載する事業者の申請・審査手続きなどは別途定める。

オ 合法木材推進マークの検討

合法木材を証明する取組を普及するため合法木材推進マーク（仮称）を作成し、① 合法木材の証明システム及び合法木材・同製品のPR、② 合法木材・同製品の供給事業体の表示に使用することとし、PR戦略を基に普及を行う。また、合法木材・同製品（主として家具・文具類など最終消費物品）の表示への使用については別途検討する。合法木材推進マークの使用認定にかかる運用基準については別途定める。

(2) 国内の供給者への普及啓発

業界認定システムにより供給される合法木材製品の信頼性を確保するため、「合法木材等供給体制に関する研修の実施要領」に基づき、認定団体における認定業者の審査及び運営の責任者などを対象とした「合法木材供給等事業者認定団体研修」、および、認定事業体の分別管理・文書管理責任者などを対象とした「合法木材供給等事業者研修」を実施する。実効性

のある実施ができるよう、事業者研修用のテキストのモデルを作成配布するほか、受講証等に関する手続規定を別途定める。

また、広く事業者の認定が進むように、違法伐採問題の取組の意義、需要者側の動きなどのPRを引き続き進める。

(3) 海外の供給者への普及啓発

ア Goho-wood証明システムネットワーク

違法伐採対策推進国際セミナー2007in東京の「合法木材（Goho-wood）は地球を守る第一歩、国際セミナーをきっかけとしてGoho-wood証明システムのネットワークを作ろう」のいう呼びかけを踏まえ、合法木材ナビ上に世界中の合法性等を証明するシステムの情報交換をする場を作ることとする。

合法木材ナビの内部に「○○の合法木材証明システム」Goho-wood Verification System from xxx（仮題）のページを日本語・英語で構築し、合法木材を証明して国際市場に販売している企業、業界団体などに参加を呼びかける。普及を行うとともに関係者の投稿が掲載されるオープンなシステムとし、ネットワーク化を図る。

管理のための委員会の設置、掲載の基準などについては別途定める。

イ 第2回違法伐採対策推進国際セミナーの開催

信頼性と普及可能性(Credibility and Distributability)の二つをキーワードとし第2回違法伐採総合対策推進国際セミナーInternational Seminar II in Tokyo for Goho-wood Verification 2007を12月に開催する。国内の輸入材関係者、海外のGoho-wood証明システムネットワーク参加者、同管理委員会メンバーなどを参加者として、我が国の違法伐採問題への取り組みへの理解を深めるとともに、海外での取り組み状況等に関する情報交換をはかる。

ウ 調査事業と連携をとったガイドラインの海外での普及

海外事例調査などの機会に小セミナーを行うなど、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」の各国語版をもとにして、我が国の違法伐採問題への取組の理解を広める。

平成19年度違法伐採総合対策推進事業

関係報告書一覧

1. 合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業
 - (1) 国内の諸制度に関する調査報告書
 - (2) ロシア東シベリア地域イルクーツク州における違法伐採対策調査報告書
 - (3) インドネシア・マレーシアにおける合法性証明の実態調査報告書
 - (4) 中国における合法性証明制度の実態調査報告書
2. 合法性・持続可能性証明システム検証事業
 - (1) 合法性・持続可能性証明木材供給検証調査報告書
3. 合法性・持続可能性証明システム普及・啓発事業
 - (1) 違法伐採対策推進国際セミナー2007Ⅱin横浜－信頼性と普及可能性のある合法木材証明システムを求めて－報告書(日本語版)
 - (2) 違法伐採対策推進国際セミナー2007Ⅱin横浜－信頼性と普及可能性のある合法木材証明システムを求めて－報告書(英語版)

*上記は別添「平成19年度違法伐採総合対策推進事業総括報告書（デジタル版）」に全文収録

林野庁補助事業

平成19年度違法伐採総合対策推進事業
総括報告書

2008年（平成20年）3月

社団法人全国木材組合連合会
〒100-0004 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6F
Tel03-3580-3215 Fax03-3580-3226
URL <http://www.zenmoku.jp>